

神戸市消防用設備等技術基準 新旧対照表

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

改正後	改正前																														
消防用設備等技術基準 目次	消防用設備等技術基準 目次																														
第1章 [略]	第1章 [略]																														
第2章 消防同意審査基準	第2章 消防同意審査基準																														
第1節 総則	第1節 総則 <u>(令和7年4月改正)</u>																														
第1～第12 [略]	第1～第12 [略]																														
第2節 用途、形態別等に係る基準	第2節 用途、形態別等に係る基準 <u>(令和7年4月改正)</u>																														
第1～第22 [略]	第1～第22 [略]																														
第3章 消防用設備等の技術基準	第3章 消防用設備等の技術基準																														
第1節 総論	第1節 総論 <u>(令和7年4月改正)</u>																														
第1～第3 [略]	第1～第3 [略]																														
第2節 各論	第2節 各論 <u>(令和7年4月改正)</u>																														
第1～第28 [略]	第1～第28 [略]																														
第4章 消防同意審査参考資料	第4章 同意審査参考資料 <u>(令和7年4月改正)</u>																														
第1 避難施設 631	第1 避難施設 617																														
第2 建築排煙 634	第2 建築排煙 620																														
第3 非常用の進入口 639	第3 非常用の進入口 625																														
第4 非常用の昇降機（エレベーター） 645	第4 非常用の昇降機（エレベーター） 631																														
第5 内装制限 650	第5 内装制限 636																														
第6 その他 654	第6 その他 640																														
第7 概要表等様式 655	第7 概要表 641																														
第1章 [略]	第1章 [略]																														
第2章 消防同意審査基準	第2章 消防同意審査基準																														
第1節 総則	第1節 総則																														
第1 [略]	第1 [略]																														
第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い																														
1、2 [略]	1、2 [略]																														
第2－1表	第2－1表																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>法令</th> <th>定義</th> <th>該当用途例</th> <th>補足事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)項イ</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(1)項ロ</td> <td>[略]</td> <td>1 [略] 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会等多目的に公衆の集合する施設</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項	法令	定義	該当用途例	補足事項	(1)項イ	[略]	[略]	[略]	[略]	(1)項ロ	[略]	1 [略] 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会等多目的に公衆の集合する施設	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>法令</th> <th>定義</th> <th>該当用途例</th> <th>補足事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)項イ</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(1)項ロ</td> <td>[略]</td> <td>1 [略] 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項	法令	定義	該当用途例	補足事項	(1)項イ	[略]	[略]	[略]	[略]	(1)項ロ	[略]	1 [略] 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する	[略]	[略]
項	法令	定義	該当用途例	補足事項																											
(1)項イ	[略]	[略]	[略]	[略]																											
(1)項ロ	[略]	1 [略] 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会等多目的に公衆の集合する施設	[略]	[略]																											
項	法令	定義	該当用途例	補足事項																											
(1)項イ	[略]	[略]	[略]	[略]																											
(1)項ロ	[略]	1 [略] 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する	[略]	[略]																											

		であつて、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。					施設であつて、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。		
(2)項イ	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		(2)項イ	〔略〕	〔略〕	〔略〕
↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	↓
(8)項	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		(8)項	〔略〕	〔略〕	〔略〕
(9)項イ	〔略〕	〔略〕	ソープラン ド <u>サウナ風呂</u>			(9)項イ	〔略〕	〔略〕	ソープラン ド <u>1 神戸市公衆浴場法 施行条例第2条第2項に定める「その他の公衆浴場」（「一般公衆浴場」以外の公衆浴場をいいう。）は、本項に含まれる。</u> <u>2 公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であつて、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。</u>
(9)項ロ	〔略〕	<u>(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場等をいう。</u>	〔略〕	<u>主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取り扱う。</u>		(9)項ロ	〔略〕	<u>「イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場」とは、神戸市公衆浴場法施行条例第2条第1項に定める「一般公衆浴場」をいう。</u>	〔略〕 <u>1 「一般公衆浴場」とは、温湯を使用し、男女各1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして使用されるものをいう。</u> <u>2 (9)項イ補足事項2に同じ。</u>
(10)項	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		(10)項	〔略〕	〔略〕	〔略〕
↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	↓
(14)項	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		(14)項	〔略〕	〔略〕	〔略〕
(15)項	〔略〕	〔略〕	〔略〕	1～4 〔略〕 5 レンタルルームは、宿泊や飲食を伴わないものに限る。 個室、半個室等の		(15)項	〔略〕	〔略〕	〔略〕 1～4 〔略〕 5 レンタルルームは、宿泊や飲食を伴わないものに限る。

				<p>ものや、定常的にワーカデスク等が置かれているもの等、集会等の利用が想定されないものは本項として取り扱う。</p> <p>6 [略]</p>				
(16)項イ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	6 [略]
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
(20)項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

### 第3 消防用設備等の設置単位（政令第8条の取扱い等）

1 [略]

2 政令第8条第1号の区画

(1)、(2) [略]

(3) 令第8条第1号の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方

ア、イ [略]

ウ 耐火構造の壁等で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。

なお、消防用設備等の配管も前(2)に適合する場合にあっては、給排水管と同様貫通及び兼用を認めるものであること。（消防用設備等の電気配線の貫通は認められない。）

エ [略]

(4) [略]

3 政令第8条第2号の区画

(1) [略]

(2) 渡り廊下の基準

建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下、この第3において同じ。）、地下連絡路（通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられるもののうち、当該通路により接続されている建築物又はその部分（当該通路が接続されている階をいう。）の建基法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部が耐火構造であるものをいう。その他これらに類するものを含む。以下、この第3において同じ。）又は洞道（換気、暖房若しくは冷房の設備の風道、給水管、

### 第3 消防用設備等の設置単位（政令第8条の取扱い等）

1 [略]

2 政令第8条第1号の区画

(1)、(2) [略]

(3) 令第8条第1号の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方

ア、イ [略]

ウ 耐火構造の壁等で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。

なお、消防用設備等の配管も前(2)に適合する場合にあっては、給排水管と同様貫通及び兼用を認めるものであること。（消防用設備等の電気配線の貫通は認められない。）

エ [略]

(4) [略]

3 政令第8条第2号の区画

(1) [略]

(2) 渡り廊下の基準

建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下、この第3において同じ。）、地下連絡路（通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられるもののうち、当該通路により接続されている建築物又はその部分（当該通路が接続されている階をいう。）の建基法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部が耐火構造であるものをいう。その他これらに類するものを含む。以下、この第3において同じ。）又は洞道（換気、暖房若しくは冷房の設備の風道、給水管、

排水管、配電管その他の配管類 又は電線類その他これらに類するものを敷設するために地中に設けられるものをいう。以下、この第3において同じ。)により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次に該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

ア～カ [略]

キ 前ア(ウ)の基準については、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、この限りでない。

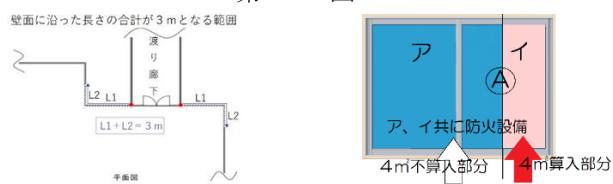
(ア) [略]

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4m<sup>2</sup>以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあっては、この限りではない。

※ 面積4m<sup>2</sup>以内の開口部とは、第3-20図及び第3-22図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側、B側の開口部面積の合計がそれぞれ4m<sup>2</sup>以下のものをいうものであること。なお、3mの範囲は第3-20図、第3-21図及び第3-23図のとおり。

[略]

第3-20図



第3-21図

第3-22図

排水管、配電管その他の配管類 又は電線類その他これらに類するものを敷設するために地中に設けられるものをいう。以下、この第3において同じ。)により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

ア～カ [略]

キ 前ア(ウ)の基準については、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、この限りでない。

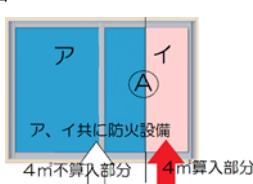
(ア) [略]

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4m<sup>2</sup>以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあっては、この限りではない。

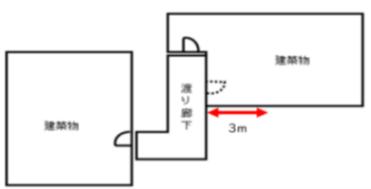
※ 面積4m<sup>2</sup>以内の開口部とは、第3-20図及び第3-21図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側、B側の開口部面積の合計がそれぞれ4m<sup>2</sup>以下のものをいうものであること。

[略]

第3-20図



第3-21図



第3-23図

(ア) 渡り廊下については次のa又はbによること。

a [略]

b 吹き抜け等の開放式以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合するものであること。

(a)、(b) [略]

(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するよう

(ア) 渡り廊下については次のa又はbによること。

a [略]

b 吹き抜け等の開放式以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合するものであること。

(a)、(b) [略]

(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するよう

に設けられていること。ただし、第3-24図のように渡り廊下部分を有効に包含するように閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられているものにあってはこの限りではない。なお、「機械排煙設備」については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備が想定されるものであること。

[略]

第3-24図

i、ii [略]

(3) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下、この第3において同じ。）で接続されている場合で、次のア又はイに適合する場合。

なお、天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該地下連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該地下連絡路の天井の長さがおおむね2mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。

また、側壁部分が開放されているものは前(1)の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。

ア 地下連絡路の長さが20m未満の場合は、次の(ア)から(イ)までに適合するものであること。

(ア)～(イ) [略]

(イ) 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に第3-25図のように閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

[略]

第3-25図

a 第3-26図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。

[略]

第3-26図

b スプリンクラー設備等を設けた場合であっても連絡路の長さは2m以上とすること。

(オ) [略]

に設けられていること。ただし、第3-22図のように渡り廊下部分を有効に包含するように閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられているものにあってはこの限りではない。なお、「機械排煙設備」については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備が想定されるものであること。

[略]

第3-22図

i、ii [略]

(3) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下、この第3において同じ。）で接続されている場合で、次のア又はイに適合する場合。

なお、天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該地下連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該地下連絡路の天井の長さがおおむね2mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。

また、側壁部分が開放されているものは前(1)の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。

ア 地下連絡路の長さが20m未満の場合は、次の(ア)から(イ)までに適合するものであること。

(ア)～(イ) [略]

(イ) 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に第3-23図のように閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

[略]

第3-23図

a 第3-24図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。

[略]

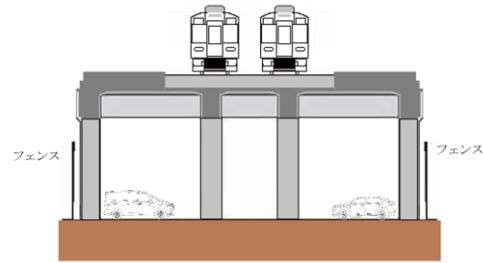
第3-24図

b スプリンクラー設備等を設けた場合であっても連絡路の長さは2m以上とすること。

(オ) [略]

<p>(カ) <u>前(オ)</u>の出入口の開口部の面積は4m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p>(キ) <u>前(オ)</u>の出入口には、特定防火設備で隨時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。</p> <p>(ク) 地下連絡路には、<u>前(2).</u> キ. (ウ). b. (c)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>4 その他の別棟要件</p> <p>前3によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。</p> <p>(1) 屋根が<u>交差する場合又はこれに類する構造の場合</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>5 消防長又は消防署長が認める構造</p> <p>壁等基準第6の「消防長又は消防署長が認める壁等」について、一定のフェールセーフ設計を取り入れたものを想定していることから、<u>第2章. 第2節. 第1. 6.</u> (2). アによるほか、(一財)日本消防設備安全センターの実施する消防設備システム評価(緩衝帯を有する接続部の火災の相互影響を防ぐ防火性能の確認)により、接続された棟について設置単位が別であることの評価を取得したもの適用することとする。</p> <p>6 既存防火対象物の取扱い</p> <p>既存防火対象物(昭和50年3月31日までにおいて現に接続されているものをいう。)が相互に地下連絡路(公共用のものを除く。)又は渡り廊下(以下、この第3において「連絡路等」という。)で接続されている場合で、延焼防止上有効な状態にあるものは、次のいずれかにより取り扱うことができるものであること。</p> <p>(1) 昭和50年3月31日までにおいて連絡路等の位置、構造、設備その他の条件を付して別の防火対象物として取り扱ったもので、当該条件を維持しているものは、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。</p> <p>(2) 連絡路等の構造が<u>前3. (3). ア</u>の各号(カ)を除く。に適合する場合は、同(カ)号中「4m<sup>2</sup>」とあるのを「8m<sup>2</sup>」に読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。</p>	<p>(カ) <u>前e</u>の出入口の開口部の面積は4m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p>(キ) <u>前e</u>の出入口には、特定防火設備で隨時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。</p> <p>(ク) 地下連絡路には、<u>前(1).</u> キ. (ウ). b. (c)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>4 その他の別棟要件</p> <p>前3によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。</p> <p>(1) 屋根が<u>交差している場合その他類する構造の場合</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>5 消防長又は消防署長が認める構造</p> <p>壁等基準第6の「消防長又は消防署長が認める壁等」について、一定のフェールセーフ設計を取り入れたものを想定していることから、<u>第2章. 第2節. 第1. 6.</u>によるほか、(一財)日本消防設備安全センターの実施する消防設備システム評価(緩衝帯を有する接続部の火災の相互影響を防ぐ防火性能の確認)により、接続された棟について設置単位が別であることの評価を取得したもの適用することとする。</p> <p>6 既存防火対象物の取扱い</p> <p>既存防火対象物(昭和50年3月31日までにおいて現に接続されているものをいう。)が相互に地下連絡路(公共用のものを除く。)又は渡り廊下(以下、この第3において「連絡路等」という。)で接続されている場合で、延焼防止上有効な状態にあるものは、次のいずれかにより取り扱うことができるものであること。</p> <p>(1) 昭和50年3月31日までにおいて連絡路等の位置、構造、設備その他の条件を付して別の防火対象物として取り扱ったもので、当該条件を維持しているものは、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。</p> <p>(2) 連絡路等の構造が<u>前2. (2). ア</u>の各号(カ)を除く。に適合する場合は、同(カ)号中「4m<sup>2</sup>」とあるのを「8m<sup>2</sup>」に読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。</p>
--	---

<p>(3) 連絡路等の構造が前3. (3). アの各号 ((か)及び(イ)を除く。)に適合し、かつ、連絡路等の長さが10m以上である場合は、同(か)号中「4 m<sup>2</sup>」とあるのを「8 m<sup>2</sup>」と読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。</p> <p>7 [略]</p> <p>第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い</p> <p>1 [略]</p> <p>2 床面積の算定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定 建築基準法によるほか、次によること。</p> <p>ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部から直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入すること。</p> <p>イ 政令第12条第1項第5号の適用にあたって、ラック式倉庫とその他の倉庫が同一防火対象物内に存する場合は、ラック式倉庫とその他の倉庫の部分を含めて床面積を算定すること。ただし、ラック式倉庫の部分の床面積が300m<sup>2</sup>未満で、かつ、延べ面積の10%以下である場合は、当該倉庫はラック式倉庫として取り扱わないことができる。ラック式倉庫の床面積の算定については、<u>本章第2節 第11 ラック式倉庫の防火安全対策 2.</u>によること。</p> <p>ウ 駐車の用に供する部分の床面積等は、次により算定すること。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p>	<p>(3) 連絡路等の構造が前2. (2). アの各号 ((か)及び(イ)を除く。)に適合し、かつ、連絡路等の長さが10m以上である場合は、同(か)号中「4 m<sup>2</sup>」とあるのを「8 m<sup>2</sup>」と読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。</p> <p>7 [略]</p> <p>第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い</p> <p>1 [略]</p> <p>2 床面積の算定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定 建築基準法によるほか、次によること。</p> <p>ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部について直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入すること。</p> <p>イ 政令第12条第1項第5号の適用にあたって、ラック式倉庫とその他の倉庫が同一防火対象物内に存する場合は、ラック式倉庫とその他の倉庫の部分を含めて床面積を算定すること。ただし、ラック式倉庫の部分の床面積が300m<sup>2</sup>未満で、かつ、延べ面積の10%以下である場合は、当該倉庫はラック式倉庫として取り扱わないことができる。ラック式倉庫の床面積の算定については、<u>本章第2節 第11 ラック倉庫の防火安全対策 2.</u>によること。</p> <p>ウ 駐車の用に供する部分の床面積等は、次により算定すること。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(ウ) <u>外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられた政令別表第1に掲げる用途で利用される部分等であって、さく又はへい等で囲まれた部分又は当該工作物の水平投影面積を床面積に算入するものであること（第4-2図参照）。</u>なお、法第17条の適用に際し、当該防火対象物の外気への開放性及び使用実態等を勘案して、政令第32条の適用により、消防用設備等の設置を免除することができるものとする。</p>
--	--

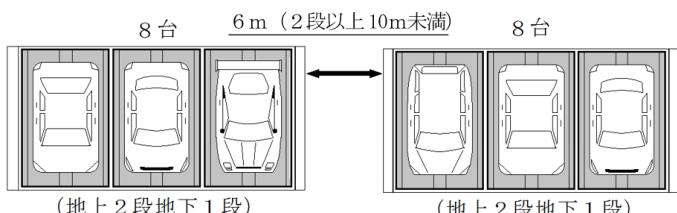


第4-2図

(イ) [略]

(エ) 政令第13条に規定する昇降機等の機械装置により車両を収容させる防火対象物の収容台数の算定方法について、2段式以上の機械式駐車装置（上下2段以上に複数車両を収容する構造のもの）を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互の間隔が少ない場合にあっては、次に掲げる措置を講じた場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合計し、政令第13条を適用する。

a 屋外に機械式駐車装置を設ける場合で、駐車装置相互間の中心線から3m以上又は2段目5m以上の離隔距離を有しているもの（第4-2図）。



第4-2図

※ 10m未満であれば、それぞれの台数を合計する。

この場合、合計台数が10台以上となるため、水噴霧消火設備等が必要となる。

b、c [略]

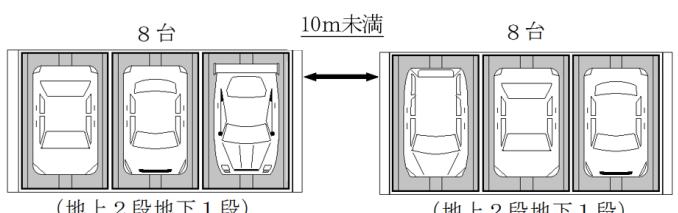
エ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられた政令別表第1に掲げる用途で利用される部分等にあっては、さく又はへい等で囲まれた部分又は当該工作物の水平投影面積を床面積に算入すること（第4-3図参照）。

なお、法第17条の適用に際し、当該防火対象物の外気への開放性及び使用実態等を勘案して、政令第32条の適用により、消防用設備等の設置を免除することができるものとする。

(イ) [略]

(エ) 政令第13条に規定する昇降機等の機械装置により車両を収容させる防火対象物の収容台数の算定方法について、2段式以上の機械式駐車装置（上下2段以上に複数車両を収容する構造のもの）を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互の間隔が少ない場合にあっては、次に掲げる措置を講じた場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合計し、政令第13条を適用する。

a 屋外に機械式駐車装置を設ける場合で、駐車装置相互間の中心線から3m以上又は2段目5m以上の離隔距離を有しているもの（第4-3図）。

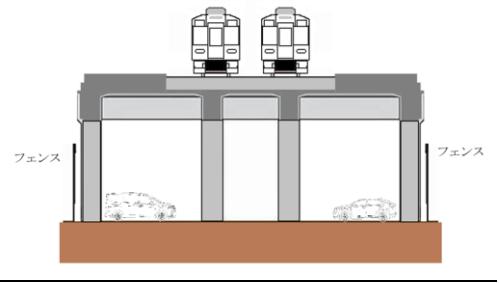


第4-3図

※ 10m未満であれば、それぞれの台数を合計する。

この場合、合計台数が10台以上となるため、水噴霧消火設備等が必要となる。

b、c [略]



第4-3図

オ～サ [略]

3 [略]

### 第5 無窓階の取扱い

1 無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する（政令第8条の区画に該当する場合は、当該区画ごとに有効開口部算定を行う）。

2、3 [略]

第5-1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

[略]

PVB…ポリビニルブチラール

EVA…エチレン酢酸ビニル共重合体（株式会社ブリヂストン製のものに限る。）

PET…ポリエチレンテレフタレート

※ ① EVA中間膜0.4mm以下 + PETフィルム0.13mm + EVA中間膜0.4mm以下

※ ② EVA中間膜0.8mm以下

※ 本表の基準に係わらずCPマーク品は有効開口部とは取扱わない。

第6、第7 [略]

### 第8 防火区画

1、2 [略]

### 3 小規模建築物における堅穴区画

(1) 建基法第27条第1項第1号でいう警報設備は、建築基準法上の建築設備として扱われるものであり、建基政令第110条の5において規定し、警報設備の構造方法と設置位置は告示（令和元年国土交通省告示第198号）で定められている。ここでいう警報設備は、「自動火災報知設備」又は「特定小規模施設用自動火災報知設備」のことである。

(2)～(4) [略]

### 4 異種用途区画

(1) [略]

(2) 建基政令第112条第18項ただし書きにより用途区画を設けない場合は、次によること。

ア 略

エ～コ [略]

3 [略]

### 第5 無窓階の取扱い

1 無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する（政令第8条の区画に該当する場合は、当該区画ごとに有効開口部算定を行う）。

2、3 [略]

第5-1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

[略]

PVB…ポリビニルブチラール

EVA…エチレン酢酸ビニル共重合体（株式会社ブリヂストン製のものに限る。）

PET…ポリエチレンテレフタレート

※ ① EVA中間膜0.4mm以下 + PETフィルム0.13mm + EVA中間膜0.4mm以下

※ ② EVA中間膜0.8mm以下

※ 本表の基準に係わらずCPマーク品は有窓開口部とは取扱わない。

第6、第7 [略]

### 第8 防火区画

1、2 [略]

### 3 小規模建築物における堅穴区画

(1) 建基法第27条第1項第1号でいう警報設備は、建築基準法上の建築設備として扱われるものであり、建基政令第110条の5において規定し、警報設備の構造方法と設置位置は告示（令和元年国土交通省告示第198号）で定められている。具体的の設備として消防法令に定める「自動火災報知設備」又は「特定小規模施設用自動火災報知設備」を想定しているものであること。

(2)～(4) [略]

### 4 異種用途区画

(1) [略]

(2) 建基政令第112条第18項ただし書きにより用途区画を設けない場合は、次によること。

ア 略

イ 建基政令第112条第18項ただし書きにより設ける警報設備は、建築基準法上の建築設備として扱われるものであり、また、令和2年国土交通省告示第250号第2に規定されているとおり、自動火災報知設備に限られており、共同住宅用自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備は含まれない（3 小規模建築物における堅穴区画で用いられる警報設備とは異なる。）ものであること。

## 5 防火戸

(1) 防火区画に用いる構造方法の取扱いは、次の第8－1表によること。

第8－1表 防火設備の種別とその要求性能（建基政令第112条第19項）

条	項	号	区画種別	構造方法		
				[略]	[略]	[略]
112	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	13	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	18	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2)～(12) [略]

6～10 [略]

第9、第10 [略]

第11 屋上緊急離着陸場等 ◆

1～4 [略]

## 5 設置基準細目

(1)、(2) [略]

(3) 燃料流出止施設について（屋上緊急離着陸場のみ）

ア～ウ [略]

エ 前ア、イ、ウの複合による場合

いずれの場合も3000以上又は使用予定のヘリコプターの全燃料以上溜めることができることとし、最終溜めます等には、堅桶に燃料が流れ込まないよう、蓋又はバルブを設けること。（溜めます等が2カ所以上の場合はその合計の容量とする。）

(4)～(7) [略]

## 6 設置届出

屋上緊急離着陸場等を設置する場合は、「緊急離着陸場等設置(変更・廃止)届出書」により消防長に届け出ること。

なお、届出内容等は次のとおりとする。

(1) 添付資料

イ 建基政令第112条第18項ただし書きにより設ける警報設備は、建築基準法上の建築設備として扱われるものであり、また、令和2年国土交通省告示第250号第2に規定されているとおり、自動火災報知設備に限られており、共同住宅用自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備は含まれないものであること。

## 5 防火戸

(1) 防火区画に用いる構造方法の取扱いは、次の第8－1表によること。

第8－1表 防火設備の種別とその要求性能（建基政令第112条第19項）

条	項	号	区画種別	構造方法		
				[略]	[略]	[略]
112	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	13	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	17	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2)～(12) [略]

6～10 [略]

第9、第10 [略]

第11 屋上緊急離着陸場等 ◆

1～4 [略]

## 5 設置基準細目

(1)、(2) [略]

(3) 燃料流出止施設について（屋上緊急離着陸場のみ）

ア～ウ [略]

エ 前ア、イ、ウの複合による場合

いずれの場合も3000以上かつ、使用予定のヘリコプターの全燃料以上溜めることができることとし、最終溜めます等には、堅桶に燃料が流れ込まないよう、蓋又はバルブを設けること。（溜めます等が2カ所以上の場合はその合計の容量とする。）

(4)～(7) [略]

## 6 設置届出

屋上緊急離着陸場等を設置する場合は、「緊急離着陸場等設置(変更・廃止)届出書」（建築同意事務等処理規程様式第20号の届出書）により消防長に届け出ること。（建築同意事務等処理規程第38条）

なお、その届出内容等は次のとおりとする。

(1) 届出内容

<p><u>屋上緊急離着陸場等の設置者等は、当該届出に次の書類を添付すること。</u></p> <p>ア～キ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) その他</p> <p><u>屋上緊急離着陸場等の構造や規模等を指導する際には、離着陸を行う予定のヘリコプターの機種・型式等も考慮する必要があるため、査察課と設置者等による事前打合せを十分に行うこと。</u></p> <p>緊急離着陸場等設置（変更・廃止）届出書</p> <p>[略]</p> <p>第12 特定共同住宅等</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 構造上の要件</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) バルコニー等を貫通する配管等</p> <p><u>位置・構造告示第3 3.(2)に規定する耐火構造のひさしや床（バルコニー等）の開口部並びに開口部の両端及び前面から50cm以内の部分に雨水管等を貫通させる場合は、当該雨水管等は不燃材料とすること（上下の位置関係にある開口部に防火設備が設けられ、かつ開口部相互間の距離が90cm以上ある場合を除く。）</u> (第12-3図参照)。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>4～7 [略]</p> <p>第2節 用途、形態別等に係る基準</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 高層の建築物</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 避難関係</p> <p>(1) 特別避難階段は次によること。 ア～キ [略]</p> <p>ク 附室内に屋内消火栓設備又は連結送水管の放水口が設けられている場合は、廊下等屋内から附室に通じる出入口の防火戸の下方に消防用ホース通過孔を設けること <u>（本章 第1節 第8 防火区画 5. (11)参照）</u>。◆</p> <p>6 消防用設備等及びその他の設備 ◆</p> <p>(1) スプリンクラー設備は次の各号により設置を計画すること。◆</p> <p>ア 規則第12条の2又は規則第13条第1項若しくは</p>	<p><u>当該届出は、屋上緊急離着陸場等の設置者等から建築同意事務等処理規程様式第20号の届出書に次の書類を添付すること。</u></p> <p>ア～キ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) その他</p> <p><u>屋上緊急離着陸等の構造・規模等を指導するにあたり、離着陸を行う予定のヘリコプターの機種・型式等も考慮する必要があるため、査察課・所轄消防署、設置者等による事前打合せを十分に行うこと。</u></p> <p>様式第20号（第38条、第38条の2関係）</p> <p>緊急離着陸場等設置（変更・廃止）届出書</p> <p>[略]</p> <p>第12 特定共同住宅等</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 構造上の要件</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) バルコニー等を貫通する配管等</p> <p><u>配置・構造告示第3 3.(2)に規定する耐火構造のひさしや床（バルコニー等）の開口部並びに開口部の両端及び前面から50cm以内の部分に雨水管等を貫通させる場合は、当該雨水管等は不燃材料とすること（上下の位置関係にある開口部に防火設備が設けられ、かつ開口部相互間の距離が90cm以上ある場合を除く。）</u> (第12-3図参照)。</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>4～7 [略]</p> <p>第2節 用途、形態別等に係る基準</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 高層の建築物</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 避難関係</p> <p>(1) 特別避難階段は次によること。 ア～キ [略]</p> <p>ク 附室内に屋内消火栓設備又は連結送水管の放水口が設けられている場合は、廊下等屋内から附室に通じる出入口の防火戸の下方に消防用ホース通過孔を設けること <u>（本章 第1節 第9 防火区画 4. (11)参照）</u>。◆</p> <p>6 消防用設備等及びその他の設備 ◆</p> <p>(1) スプリンクラー設備は次の各号により設置を計画すること。◆</p> <p>ア 規則第12条の2又は規則第13条第1項若しくは</p>
--	--

<p>第2項の規定に<u>かかわらず</u>設置すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 第3章 第2節 第4 スプリンクラー設備 7で規定する、弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備とすること。</p> <p>(2) 自動火災報知設備、放送設備</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 旅館、ホテル、病院、福祉施設においては、自衛消防隊の活動が速やかに<u>行えるよう</u>、常時人がいるスタッフステーション等に、<u>自動火災報知設備の副受信機及び放送設備の遠隔操作器</u>を設置すること。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(3) 消防機関へ通報する火災報知設備</p> <p>前(2). イ. の<u>用途が存する</u>防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報知設備には、<u>遠隔起動装置</u>を設けること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 地震発生時には、電気器具等からの出火や、<u>停電後</u>の電気復旧時に断線した電気コード等からの出火が予想されることから、<u>感震ブレーカー</u>の設置に努めること。</p> <p>7 消防活動、救助施設</p> <p>消防活動、救助施設は次によること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>非常用の昇降機（エレベーター）</u></p> <p>第4章 消防同意審査参考資料 第4によるほか、<u>次によること</u>。</p> <p>ア 非常用エレベーターは、耐震性を十分考慮すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>非常用エレベーター</u>は防災センターから近接した位置に設けること。</p> <p>エ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>第5-1表 排煙設備による煙の制御を考慮した避難誘導マニュアル</p>	<p>同条第2項の規定に<u>係わらず</u>設置すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 第3章 第2節 第4 スプリンクラー設備 6. で規定する、弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備とすること。</p> <p>(2) 自動火災報知設備、放送設備</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 旅館、ホテル、病院、福祉施設は、自衛消防隊の活動が速やかに<u>行えるように</u>、常時人がいるスタッフステーション等には、<u>副受信機及び放送設備のリモート</u>を設置すること。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(3) 消防機関へ通報する火災報知設備</p> <p>前(2). イ. の<u>場所がある</u>防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、<u>遠隔起動装置</u>を設けること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 地震発生時には、電気器具等からの出火や<u>地震に伴う停電</u>からの電気復旧時に断線した電気コード等からの出火が予想されることから感震ブレーカーの設置に努めること。</p> <p>7 消防活動、救助施設</p> <p>消防活動、救助施設は次によること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>非常用エレベーター</u></p> <p>第4章 消防同意審査参考資料 第4によるほか、<u>次の事項</u>とすること。</p> <p>ア 非常用エレベーターは、耐震性を十分考慮すること。<u>なお、耐震性（強度）</u>については、<u>第4章 消防同意審査参考資料 第4に示す地震時の管制運転の制御値を目安</u>とすること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>非常用エレベーター</u>は防災センターから近接した位置に設けること。</p> <p>エ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>第5-1表 排煙設備による煙の制御を考慮した避難誘導マニュアル</p>
<p>火煙等の状況</p>	<p>火煙等の状況</p>

[略]

[略]

避 難 誘 導 計 画	出火階	[略]		避 難 誘 導 計 画	出火階	[略]		
	自衛消防の任務				自衛消防の任務			
	出火階の上方階	[略]	防災センターの指示事項の遵守教育・訓練の実施		出火階の上方階	[略]	防災センターの指示事項の遵守教育・訓練の実施	
	自衛消防隊の任務	[略]			自衛消防隊の任務	[略]		
	出火階の下方階	[略]	防災センターの指示事項の遵守教育・訓練の実施		出火階の下方階	[略]	防災センターの指示事項の遵守教育・訓練の実施	
	自衛消防隊の任務	上欄に掲げた事項が遵守され、かつ、避難開始前後においてパニック等が発生しないように情報の伝達等に特に留意するものであること。			自衛消防隊の任務	上欄に掲げた事項が遵守され、かつ、避難開始前後においてパニック等が発生しないように情報の伝達等に特に留意するものであること。		

## 第6 高架下建築物

鉄道に使用される高架工作物に店舗、事務所、倉庫その他これらに類する施設を設けた場合（以下、この第6において「高架下建築物」という。）は、次によること。

1～4 [略]

### 5 外気に開放された駐車場等

外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられ、さくやへい等で区画され、政令別表第1に掲げる用途で利用されるものについては、第2章 第1節 第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い2. (2). ウによること。

### 6 その他 ◆

高架下建築物においては、危険物その他延焼拡大がすみやかである物品又は核燃料物質、放射性同位元素、圧縮ガス、液化ガス、毒物その他消火困難である物品の貯蔵及び取扱いを抑制すること。

## 第6 高架下建築物

鉄道に使用される高架工作物に店舗、事務所、倉庫その他これらに類する施設を設けた場合（以下、この第6において「高架下建築物」という。）は、次によること。

1～4 [略]

### 5 外気に開放された駐車場等

外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられ、さくやへい等で区画され、政令別表第1に掲げる用途で利用されるものについては、第2章 第1節 第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い2. (2). ウによること。なお、法第17条の適用に際し、当該部分の外気への開放性及び使用実態に応じて政令第32条の適用を行うこととする。

### 6 その他 ◆

高架下建築物は、危険物など延焼拡大がすみやかである物品又は核燃料物質、放射性同位元素、圧縮ガス、液化ガス、毒物その他消火困難である物品の貯蔵、取扱いを抑制するものであること。

<p>第7 [略]</p> <p>第8 工事中の防火対象物の安全対策</p> <p>新築工事中の建築物又は建造中の旅客船（以下、この第8において「新築工事中の建築物等」という。）に係る防火安全対策は、次によること。</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 その他</p> <p>消防計画の様式については別表1に基づき運用する。</p>	<p>第7 [略]</p> <p>第8 工事中の防火対象物の安全対策</p> <p>新築工事中の建築物又は建造中の旅客船（以下、この第8において「新築工事中の建築物等」という。）に係る防火安全対策は、次によること。</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 その他</p> <p>消防計画の様式については別表1に基づき運用する。</p>																				
<p>別表1</p>	<p>別表1</p>																				
<table border="1" data-bbox="71 494 790 1246"> <thead> <tr> <th colspan="2">消防計画について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="71 494 230 685">新築工事中の建築物</td><td data-bbox="230 494 790 685"> <p>工事部分</p> <p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） 内容 [略]</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="230 685 790 875">仮使用部分</td><td data-bbox="230 685 790 875"> <p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） 内容 [略]</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="71 875 230 999">建造中の旅客船</td><td data-bbox="230 875 790 999"> <p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） ※ [略]</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="71 999 230 1246">改装工事中の防火対象物</td><td data-bbox="230 999 790 1246"> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </td></tr> </tbody> </table>	消防計画について		新築工事中の建築物	<p>工事部分</p> <p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） 内容 [略]</p>	仮使用部分	<p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） 内容 [略]</p>	建造中の旅客船	<p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） ※ [略]</p>	改装工事中の防火対象物	<p>[略]</p> <p>[略]</p>	<table border="1" data-bbox="790 494 1511 1246"> <thead> <tr> <th colspan="2">消防計画について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="790 494 230 685">新築工事中の建築物</td><td data-bbox="230 494 1511 685"> <p>工事部分</p> <p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） 内容 [略]</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="230 685 1511 875">仮使用部分</td><td data-bbox="230 685 1511 875"> <p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） 内容 [略]</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="790 875 230 999">建造中の旅客船</td><td data-bbox="230 875 1511 999"> <p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） ※ [略]</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="790 999 230 1246">改装工事中の防火対象物</td><td data-bbox="230 999 1511 1246"> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </td></tr> </tbody> </table>	消防計画について		新築工事中の建築物	<p>工事部分</p> <p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） 内容 [略]</p>	仮使用部分	<p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） 内容 [略]</p>	建造中の旅客船	<p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） ※ [略]</p>	改装工事中の防火対象物	<p>[略]</p> <p>[略]</p>
消防計画について																					
新築工事中の建築物	<p>工事部分</p> <p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） 内容 [略]</p>																				
仮使用部分	<p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） 内容 [略]</p>																				
建造中の旅客船	<p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） ※ [略]</p>																				
改装工事中の防火対象物	<p>[略]</p> <p>[略]</p>																				
消防計画について																					
新築工事中の建築物	<p>工事部分</p> <p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） 内容 [略]</p>																				
仮使用部分	<p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） 内容 [略]</p>																				
建造中の旅客船	<p>表紙 消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2） ※ [略]</p>																				
改装工事中の防火対象物	<p>[略]</p> <p>[略]</p>																				
<p>第9 一般住宅等の防火安全対策</p> <p>1 住宅用防災機器の設置</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>住宅火災による死者の低減を目的として、住宅の関係者は、住宅用防災機器を設置し、<u>これを維持しなければならない。</u></p> <p>この第9における住宅とは、法第9条の2第1項に規定する住宅の用途に供される防火対象物（いわゆる戸建住宅、店舗併用住宅、長屋住宅、共同住宅等）をいい、その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあっても、<u>住宅用防災機器を設置し、維持しなければならない。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 設置の免除（条例第30条の5）</p> <p>ア 次の(ア)から(イ)までの消防用設備等が設置されている住宅の部分は、住宅用防災警報器等を設置しないことができる。</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>イ [略]</p>	<p>第9 一般住宅等の防火安全対策</p> <p>1 住宅用防災機器の設置</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>住宅火災による死者の低減を目的として、住宅の関係者は、住宅用防災機器を設置し<u>及び維持しなければならない。</u></p> <p>この第9において住宅とは、法第9条の2第1項に規定する住宅の用途に供される防火対象物（いわゆる戸建住宅、店舗併用住宅、長屋住宅、共同住宅等）をいい、その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあっても<u>(3)により設置し、維持しなければならない。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 設置の免除（条例第30条の5）</p> <p>ア 次の(ア)から(オ)までの消防用設備等が設置されている住宅の部分は、住宅用防災警報器等を設置しないことができる。</p> <p>(ア)～(オ) [略]</p> <p>イ [略]</p>																				

<p>2 [略]</p> <p>3 戸建住宅、店舗併用住宅（店舗面積が50m<sup>2</sup>未満の場合に限る。）、長屋住宅については、確認申請書に「住宅用防災機器等の設置計画書」を添付すること（店舗面積により政令対象の防火対象物となるもの等、消防用設備等設置計画届出書の添付が必要な申請については、省略可能。）</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 戸建住宅、店舗併用住宅（店舗面積が50m<sup>2</sup>未満の場合に限る。）、長屋住宅については、確認申請書に「住宅用防災機器等の設置計画書」を添付（店舗面積により政令対象の防火対象物となるもの等、消防用設備等設置計画届出書の添付が必要な申請については、省略可能）すること。</p>
<p><u>第10 倉庫等の防火安全対策</u></p>	<p><u>第10 倉庫等の防火安全対策</u></p>
<p>1 [略]</p> <p>2 安全対策基準</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 安全対策基準</p>
<p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 消防活動対策 ◆</p>	<p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 消防活動対策 ◆</p>
<p>ア 排煙上有効な開口部の設置</p> <p>倉庫等は排煙設備が設置されない場合が多いため、当該部分の床面積が1,000m<sup>2</sup>以上の倉庫等については、消防活動時の排煙に配慮して屋根・外壁等に排煙上有効な開口部を設置すること。</p>	<p>ア 排煙上有効な開口部の設置</p> <p>倉庫等は排煙設備が設置されない場合が多いため、当該部分の床面積が1,000m<sup>2</sup>以上の倉庫等については、消防活動時の排煙に配慮して屋根・外壁等に排煙上有効な開口部を設置すること。</p>
<p>なお、規則第29条で定める排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分及び<u>第3章 第2節 第19 排煙設備</u>で定める、政令第28条の排煙設備の排煙口を設けないことができる部分についてはこの限りでない。この場合、開口部の面積はその階の床面積（上記のなお書きで定める部分を除く。）の1／200以上を確保することを目安とし、排煙上有効な位置に分散して設置する。</p>	<p>なお、規則第29条で定める排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分及び<u>第3章 第2節 第19 排煙設備</u>で定める、政令第28条の排煙設備の排煙口を設けないことができる部分についてはこの限りでない。この場合、開口部の面積はその階の床面積（上記のなお書きで定める部分を除く。）の1／200以上を確保することを目安とし、排煙上有効な位置に分散して設置する。</p>
<p>イ [略]</p> <p>ウ 進入経路の確保</p>	<p>イ [略]</p> <p>ウ 進入経路の確保</p>
<p>(ア) 外壁に設けるシャッターは、条例第50条の10第1項に掲げる防火対象物以外であっても努めて水圧開放シャッターとする。なお、当該シャッターについては、第2章 第1節 第5「無窓階の取扱い」1. (3). ウ. (イ)「屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもの」の基準を準用すること。</p>	<p>(ア) 外壁に設けるシャッターは、条例第50条の10第1項に掲げる<u>もの</u>防火対象物以外であっても努めて水圧開放シャッターとする。なお、当該シャッターについては、第2章 第1節 第5「無窓階の取扱い」1. (3). ウ. (イ)「屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもの」の基準を準用すること。</p>
<p>(イ)、(ウ) [略]</p> <p>エ [略]</p>	<p>(イ)、(ウ) [略]</p> <p>エ [略]</p>
<p>オ 内装材の延焼拡大防止</p> <p>内装材に条例第50条の10第2項に規定する可燃性発泡樹脂を使用する場合は、不燃性の製品を<u>選定</u>するか、又は一定間隔で不燃性の延焼防止材を設け</p>	<p>オ 内装材の延焼拡大防止</p> <p>内装材に条例第50条の10第2項に規定する可燃性発泡樹脂等を使用する場合は、不燃性の製品を<u>選定する</u>又は一定間隔で不燃性の延焼防止材を設け</p>

<p>る等、火災時の延焼拡大防止を図ること（本節 第13 可燃性発泡樹脂の表示 参照）。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第11 ラック式倉庫の防火安全対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 ラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ及び階数の算定について</p> <p>(1) 延べ面積の算定について</p> <p>ラック式倉庫の延べ面積の算定については、次によること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ ラック式倉庫のうち、政令第12条第1項第5号の適用に関して、次のいずれかに該当する場合は、同号に規定する延べ面積はラック等を設けた部分の水平投影面積とすることができる。</p> <p>この場合当該部分に対してのみ、スプリンクラー設備を設置すれば足りること。</p> <p>(ア) <u>ラック式倉庫とその他の倉庫が同一防火対象物内に存する場合は、ラック式倉庫とその他の倉庫の部分を含めて床面積を算定するものであること。</u>ただし、ラック式倉庫の部分の床面積が300m<sup>2</sup>未満で、かつ、延べ面積の10%以下である場合は、当該倉庫はラック式倉庫として取り扱わないことができる。</p> <p>(イ)、(ウ) [略]</p> <p>ウ、エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 階数の算定について</p> <p><u>本章 第1節 第4 建築物の棟、床面積及び階の取り扱い 3</u>によること。</p> <p>3 スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準について</p> <p>ラック式倉庫におけるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、次によるものとする。</p> <p>(1) 用語の意義について</p> <p>用語の意義については、政令、規則及びラック式倉庫のラック等を設けた部分におけるスプリンクラーヘッドの設置に関する基準（平成10年消防庁告示第5号。以下、この第11において「5号告示」という。）の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア～ウ [略]</p>	<p>る等、火災時の延焼拡大防止を図ること（本節 第13 可燃性発泡樹脂の表示 参照）。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第11 ラック式倉庫の防火安全対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 ラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ及び階数の算定について</p> <p>(1) 延べ面積の算定について</p> <p>ラック式倉庫の延べ面積の算定については、次によること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ ラック式倉庫のうち、政令第12条第1項第5号の適用に関して、次のいずれかに該当する場合は、同号に規定する延べ面積はラック等を設けた部分の水平投影面積とすることができる。</p> <p>この場合当該部分に対してのみ、スプリンクラー設備を設置すれば足りること。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) [略]</p> <p>ウ、エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 階数の算定について</p> <p><u>本章 第1節 第4 建築物の棟、床面積及び階の取り扱い 2</u>によること。</p> <p>3 スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準について</p> <p>ラック式倉庫におけるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、次によるものとする。</p> <p>(1) 用語の意義について</p> <p>用語の意義については、政令、規則及びラック式倉庫のラック等を設けた部分におけるスプリンクラーヘッドの設置に関する基準（平成10年消防庁告示第5号。以下、この第11において「5号告示」という。）の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア～ウ [略]</p>
---	--

<p>エ 「連」、「段」、「列」、「双列ラック等」、「單列ラック等」、「連間スペース」、「背面スペース」及び「搬送通路」については、5号告示第2のとおりであり、具体的には次のとおりであること。</p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>第12 グループホーム等の防火安全対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 用途の判定</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 利用実態が変化した場合に用途区分が変更されることが考えられるため、消防用設備等の設置について、あらかじめ必要な対応として政令別表第1(6)項口に準じた消防用設備等を設置することが望ましいこと。</p> <p>特に、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置並びに消防機関へ通報する火災報知設備が自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することができる措置については、<u>一時の利用実態にかかわらず</u>、<u>あらかじめ</u>検討しておくことが望ましいこと。</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>(2) 高齢者施設に係る運用上の留意事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 政令別表第1(6)項口(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、以下の<u>(ア)</u>及び<u>(イ)</u>の条件に該当することを判断の目安とすること。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(3) 児童福祉施設に係る運用上の留意事項</p> <p>一般住宅において、児童福祉法第6条の3第8項に</p>	<p>エ 「連」、「段」及び「列」、「双列ラック等」及び「單列ラック等」、「連間スペース」及び「背面スペース」並びに「搬送通路」については、5号告示第2のとおりであり、具体的には次のとおりであること。</p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>第12 グループホーム等の防火安全対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 用途の判定</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>防火対象物の一部に政令別表第1(6)項口に掲げる用途に供する部分と他の用途が存するものにあっては、本章 第1節 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い</u> 1. (2). イの規定は適用できないことから、<u>政令別表第1(6)項口部分の面積にかかわらず当該防火対象物の用途は政令別表第1(6)項イに該当するものであること。</u></p> <p>エ [略]</p> <p>エ 利用実態が変化した場合に用途区分が変更されることが考えられるため、消防用設備等の設置について、<u>法第17条の3の趣旨を関係者等に十分に説明し、事業者の受け入れ体制等の事業内容を確認した上で</u>、<u>あらかじめ必要な対応として政令別表第1(6)項口に準じた消防用設備等を設置することが望ましいこと。</u></p> <p>特に、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置並びに消防機関へ通報する火災報知設備が自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することができる措置については、<u>当初の利用実態にかかわらず</u>、<u>あらかじめ</u>検討しておくことが望ましいこと。</p> <p>オ～キ [略]</p> <p>(2) 高齢者施設に係る運用上の留意事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 政令別表第1(6)項口(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、以下の<u>ア</u>及び<u>イ</u>の条件に該当することを判断の目安とすること。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(3) 児童福祉施設に係る運用上の留意事項</p> <p>一般住宅において、児童福祉法第6条の3第8項に</p>
--	---

基づく小規模住居型児童養育事業及び同条第9項に基づく家庭的保育事業が行われる場合は次によること。

ア 小規模住居型児童養育事業に関する事項

小規模住居型児童養育事業が行われる施設は、政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物に該当するものとする。

なお、専ら乳幼児の養育を常態とする場合については、その実態に鑑み、政令別表第1(6)項口又はハに掲げる防火対象物として取り扱うこととする。

また、同事業を行う施設については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号。以下、この第12において「児童規則」という。）第1条の20において、「軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。」とされているところであり、関係行政機関との連携により、防火対策を徹底するとともに、避難誘導体制を確保すること。◆

イ [略]

ウ 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、  
里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とされている。政令別表第1に掲げる防火対象物の用途の判定に当たっては、主な業務として里親等への相談業務である場合には、政令別表第一(5)項として取り扱うことが想定され、主な業務として一時的に児童を預かる機能を有する場合には、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設等、政令別表第1(6)項ハ(3)に掲げる防火対象物の用途と同等の火災危険性が認められるときには、当該防火対象物の用途として取り扱うことが想定されるところであり、施設の利用実態を鑑みて用途を判定するものであること。

(4) 障害者福祉施設等に係る運用上の留意事項

ア 政令別表第1(6)項口(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分が4以上の者が概ね8割を超えることを原則としつつ、障害支援区分認定を受けていない者にあっては、障害程度区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切

基づく小規模住居型児童養育事業及び同条第9項に基づく家庭的保育事業が行われる場合は次によること。

ア 小規模住居型児童養育事業に関する事項

小規模住居型児童養育事業が行われる施設は、政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物に該当するものとする。

なお、専ら乳幼児の養育を常態とする場合については、その実態に鑑み、政令別表第1(6)項口又はハに掲げる防火対象物として取り扱うこととする。

また、同事業を行う施設については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号。以下、この第12において「児童規則」という。）第1条の20において、「軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。」とされているところであり、関係行政機関との連携により、防火対策を徹底するとともに、避難誘導体制を確保するよう指導すること。◆

イ [略]

(4) 障害者福祉施設等に係る運用上の留意事項

政令別表第1(6)項口(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分が4以上の者が概ね8割を超えることを原則としつつ、障害支援区分認定を受けていない者にあっては、障害程度区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断する

に判断すること。

イ 共同生活援助のサテライト型住居については、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者がマンション等の一室に単身で居住する形態として、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、政令別表第1(5)項口として取扱うものと考えられること。

ウ 居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあっては、政令別表第1(5)項口として取扱うことが適当であること。

こと。

### 3 出火防止

#### (1) 火災予防対策の徹底

##### ア 喫煙管理

(ア) 敷地内禁煙とする又は喫煙場所の指定を行うこと。

(イ) 喫煙場所を指定する場合、利用者が就寝を伴う居室内は禁煙とすること。また施設内で喫煙を行う場合は専用の喫煙室を設けること。

(ウ) 喫煙室と他の部分は、不燃材料で造られた間仕切りで区画し、間仕切りが上階の床まで達していない場合は、天井を不燃材料で造ること。壁及び天井の仕上げは不燃材料でしたものとするとともに、喫煙室の出入口は常時閉鎖式の不燃扉とすること。

##### イ 火気使用器具の管理

(ア) 利用者が入居又は宿泊している居室内では、原則としてストーブ等の火気使用器具を使用しないようにすること。

(イ) 前(ア)以外の場所で使用する暖房機器や厨房設備等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置出火防止機能の優れた機器

等の使用の推進をはかるほか、日常点検の励行を行ふこと。

#### ウ 放火防止対策

(ア) リネン庫、倉庫及び常時使用していない居室等は施錠管理すること。

(イ) 休日、夜間等において、出入りする者に対する管理を行うこと。

(ウ) 見通しの悪い建物の外周部に照明を設置する等放火されにくい環境づくりを行うこと。

(エ) 共用部分は、必要に応じてカメラ等で監視を行うこと。

### 4 延焼拡大防止

#### (1) 防火区画等 ◆

ア 建基政令第112条第9項に基づく堅穴区画の義務がない複数の階を有する施設においても、同項の規定に準じた堅穴区画を行うこと（同項ただし書きの適用はしないこと。）。なお、主要構造部が準耐火構造でない防火対象物で当該規定に準じた区画が困難なものにあっては、堅穴部分とその他の部分を不燃材料で造られた間仕切りで区画するとともに、出入口は常時閉鎖式又は随時閉鎖でき、かつ煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で造られた扉とすること。

イ 入居者又は利用者が就寝を行う居室相互の壁は、建基政令第114条第2項に定める防火上主要な間仕切り壁で区画すること。また、当該居室の廊下に面する出入口の扉は、常時閉鎖式又は随時閉鎖でき、かつ煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で造られた扉とすること。

ウ 防火設備及び防火区画の管理が適切に管理されていること。

#### (2) 建物構造 ◆

2階以上の階に、入居者又は利用者が就寝を行う居室を有する場合は、耐火建築物とすること。

#### (3) 防炎製品の使用

条例第50条の10の4に基づき、寝具・布張り家具（ソファー等）に防炎性能（これに類する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用推進を図ること。

#### (4) 内装制限 ◆

スプリンクラー設備の有効範囲以外の室に面する壁及び天井の仕上げは、準不燃材料とすること。

### 5 避難対策

#### (1) 避難経路の確保等

ア、イ [略]

### 3 避難対策

#### (1) 避難経路の確保等

ア、イ [略]

<p>ウ 世話人等の仮眠室は出来る限り、施設利用者の就寝部分と近接した場所に設ける等、夜間ににおいても的確な避難誘導が<u>可能となる</u>計画とすること。</p> <p>(2) 水平避難対策 ◆</p> <p>各階において水平避難が<u>可能となる</u>よう、<u>本章 第1節 第9 二方向避難 5.</u> (3)に規定する水平避難対策を講じること。</p> <p>(3) バルコニーの確保</p> <p>ア 水平避難対策告示1を適用し、二方向避難経路を確保していないものについても、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年4月1日条例第1号。以下、この第12において「建築安全条例」という。）第36条に基づき、同条例第34条に規定する老人福祉施設等については、2階以上の階に居室がある場合、その階に避難活動又は救助活動に有効なバルコニーを設ける必要があること。</p> <p>イ 水平避難対策告示1を適用し、二方向避難経路を確保していない<u>防火対象物</u>で、建築安全条例第36条が適用されないものについても、前アに規定する避難活動又は救助活動に有効なバルコニーを設けること。◆</p> <p>(4) 避難口の管理等</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 避難口の緑色表示</p> <p>本節第21避難口の扉等の緑色表示の基準によること。</p> <p>4 消防用設備等の充実</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警報設備</p>	<p>ウ 世話人等の仮眠室は出来る限り、施設利用者の就寝部分と近接した場所に設ける等、夜間的確な避難誘導が<u>できる</u>計画とすること。</p> <p>(2) 水平避難の確保 ◆</p> <p>各階ごとに水平避難が<u>出来る</u>ように、<u>水平避難区画</u>を行うこと。</p> <p>(3) 屋上避難広場の確保等</p> <p>ア 屋上避難広場</p> <p>(ア) 条例第46条の2第1項に規定する防火対象物で、条例第49条第2項第1号を適用し同項に規定する二方向避難経路を確保していないものについては、屋上避難広場を設置する必要があること。</p> <p>(イ) 条例第46条の2第1項に基づき、屋上避難広場に設置する避難器具の選定については、第3章第2節第16避難器具2. (2)によること。◆</p> <p>イ 避難活動又は救助活動に有効なバルコニーの確保</p> <p>(ア) 条例第49条第2項第1号を適用し、同項に規定する二方向避難経路を確保していないものについても、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年4月1日条例第1号。以下、この第12において「建築安全条例」という。）第36条に基づき、同条例第34条に規定する老人福祉施設等については、2階以上の階に居室がある場合において、その階に避難活動又は救助活動に有効なバルコニーを設ける必要があること。</p> <p>(イ) 条例第49条第2項第1号を適用し同項に規定する二方向避難経路を確保していない前1に規定する指導対象で、建築安全条例第36条の適用されないもの（<u>建基法上、寄宿舎とされているサービス付き高齢者向け住宅等</u>）についても、前アに規定する避難活動又は救助活動に有効なバルコニーを設けること。◆</p> <p>(4) 避難口の管理等</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 避難口の緑色表示</p> <p>本節第14避難口の扉等の緑色表示の基準によること。</p> <p>6 消防用設備等の充実</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警報設備</p>
---	---

<p>ア 自動火災報知設備</p> <p>(ア) 第3章 第2節 第11 自動火災報知設備 2. (4). 力に基づき、自動火災報知設備の受信機にあっては、感知器固有の火災信号を受信できるものであること。◆ ただし、居室の入口付近に火災灯を設置する等、出火した居室が容易に確認できる場合はこの限りでない。◆</p> <p>(イ)、(ウ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 消防機関へ通報する火災報知設備 政令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物又はその部分に設置する消防機関へ通報する火災報知設備の起動方法等については、次によること。 (ア) [略] (イ) 複合用途防火対象物のうち、政令別表第1(6)項口の用途に供する部分が存するものについては、防火対象物全体で早期の通報体制を確保することの合理性を鑑み、政令別表第1(6)項口の用途に供する部分を含む防火対象物全体（令第8条に基づき区画をされた部分を除く。）の火災信号からの連動を原則とすること。◆ なお、<u>第3章 第2節 第12 消防機関へ通報する火災報知設備 7. (2)接続要領</u>により、非火災報対策を十分施すこと。 (ウ) [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>第13 可燃性発泡樹脂の表示（条例第50条の10第2項に関する運用事項）</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 標識の掲出 (1) [略] (2) 掲出場所 次に掲げる場所に外部から確認できるよう常時掲出すること。なお、<u>常時人がいる防災センター等に消防部隊が容易に確認できるように掲出等されており、火災等の災害時に速やかに情報提供可能なように維持管理</u>されている場合は、下記アからウの掲出がされているものとみなす。</p>	<p>ア 自動火災報知設備</p> <p>(ア) 第3章 第2節 第11 自動火災報知設備 2. (4). 力に基づき、<u>政令別表第1(6)項口又はハに掲げる防火対象物（就寝部分に限る。）又はその部分に設ける</u>自動火災報知設備の受信機にあっては、感知器固有の火災信号を受信できるものであること。◆ ただし、居室の入口付近に火災灯を設置する等、出火した居室が容易に確認できる場合はこの限りでない。◆</p> <p>(イ)、(ウ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 消防機関へ通報する火災報知設備 政令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物又はその部分に設置する消防機関へ通報する火災報知設備の起動方法等については、次によること。 (ア) [略] (イ) 複合用途防火対象物のうち、政令別表第1(6)項口の用途に供する部分が存するものについては、防火対象物全体で早期の通報体制を確保することの合理性を鑑み、政令別表第1(6)項口の用途に供する部分を含む防火対象物全体（令第8条に基づき区画をされた部分を除く。）の火災信号からの連動を原則とすること。◆ なお、<u>第3章 第2節 第12 消防機関へ通報する火災報知設備 7. (2)接続要領</u>により、<u>イに基づく</u>非火災報対策を十分施すこと。 (ウ) [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>第13 可燃性発泡樹脂の表示（条例第50条の10第2項に関する運用事項）</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 標識の掲出 (1) [略] (2) 掲出場所 次に掲げる場所に外部から確認できるよう常時掲出すること。なお、<u>例としては、例図1若しくは例図2又は4で示す各例図を参考</u>とすること。</p>
--	--

<p>ア～ウ [略]</p> <p>4 標識の掲出をしないことができる防火対象物 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、標識の掲出を要しない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5 その他の対策 ◆</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 届出 条則様式第9号に規定する防火対象物使用開始届出書に施工範囲図、パネル施工詳細図等関係図書添付をすること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>第14、第15 [略]</p> <p>第16 フード等用簡易自動消火装置</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 設置対象物 次に掲げる防火対象物又はその部分に設ける厨房設備の火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。 (1)、(2) [略] (3) 前(1)に該当する場合であっても火災予防条例の運用基準に規定されるとおり、政令第8条の区画により、下図のとおり別の防火対象物とみなした場合は、設置しないことができる。</p> <p>※ 下図は延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える政令別表第1(16)</p>	<p>ア～ウ [略]</p> <p>4 標識の掲出をしないことができる防火対象物 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、標識の掲出を要しない。</p> <p>例としては、<u>例図1から例図7まで</u>による。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5 その他の対策 ◆</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 届出 ア 条則様式第9号に規定する防火対象物使用開始届出書に施工範囲図、パネル施工詳細図等関係図書添付をすること。</p> <p>イ 条則様式第27号に規定する消防用設備等設置計画届出書については、次の項目に留意すること。 (ア) 申請者に対して正本裏面に、可燃性発泡樹脂の使用箇所を図示すること。なお、資料を添付している等で把握が可能なものにあってはこの限りではない。 (イ) 正本審査事項の欄中、「可燃性発泡樹脂使用状況」については、確認申請で可燃性発泡樹脂を使用していることが確認された場合は規模、形態に問わらずチェックを入れておくこと。そのうち、可燃性発泡樹脂内装の表示が必要な場合は「可燃性発泡樹脂内装表示」にチェックを入れること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>6 掲出方法の特例 前3(2)については、常時人がいる防災センター等に消防部隊が容易に確認できるように掲出等されており、火災等の災害時に速やかに情報提供可能なように維持管理されている場合は、アからウの掲出がされているものとみなす。</p> <p>第14、第15 [略]</p> <p>第16 フード等用簡易自動消火装置</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 設置対象物 次に掲げる防火対象物又はその部分に設ける厨房設備の火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。 (1)、(2) [略] (3) 前(1)に該当する場合であっても火災予防条例の運用基準に規定されるとおり、政令第8条の区画により、下図のとおり別の防火対象物とみなした場合は、設置しないことができる。</p> <p>※ 下図は延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える政令別表第1(16)</p>
--	--

項イの防火対象物であるため、厨房の容量が小さい場合でも自動消火装置の設置が必要となる。しかし、図中1階と2階の間の床部分で政令第8条の区画を形成している場合は、1階の150m<sup>2</sup>と2階以上の900m<sup>2</sup>を別としてみなすため、自動消火装置の設置が必要ではなくなる（第16-2図参照）。

4 [略]

5 設置要領

(1)～(3) [略]

(4)、(5) [略]

項イの防火対象物であるため、厨房の容量が小さい場合でも自動消火装置の設置が必要となる。しかし、図中1階と2階の間の床部分で政令第8条の区画を形成している場合は、1階の150m<sup>2</sup>と2階以上の900m<sup>2</sup>を別としてみなすため、自動消火装置の設置が必要ではなくなる（第16-2図参照）。

4 [略]

5 設置要領

(1)～(3) [略]

(6)、(7) [略]

(8) 各種届出

ア 条例第56条の3のとおり、工事計画届出書を提出すること。

この場合、次の(7)から(イ)の書類を添付すること。

(7) 煙突、排気筒又はダクトなどの構造と系統図及びトップ付近の近況が記入されていること。

(イ) 燃料タンク、燃料配管は、設備との関係を明示し、燃料配管系統及び衝撃装置などの位置、構造が記載されていること。

(ウ) 天蓋、ダクト、グリスフィルター等の取付位置、構造材料を記入する。また排気ダクトを有する設備については、火災伝送防止装置、ファン停止装置の取付位置、構造、材料、作動温度等が記入されていること。

(エ) フード等用簡易自動消火装置の仕様書、防護面積等の計算書（複数の機器を組み合わせて設置する場合に限る。）、使用機器の構造図、感知部、放出口、燃焼停止装置の取付位置及び全体の系統図等が記入されていること。

イ 規則第31条の3第4項に規定する検査済証は交付しないものであること。ただし、関係者から希望があり、かつ、法第17条の3の2に規定する設置届（試験結果報告書は様式第2によること。）を提出している場合で、消防長又は消防署長が交付して差し支えないと判断した場合は、検査済証を交付することができるものとする。

ウ 前(6)又は前イを適用した場合にあっては、法第17条の3の3に規定する点検報告の際に、様式第3により点検の結果を添付すること。

(9) [略]

6 [略]

(6) [略]

6 [略]

7 各種届出

(1) 条例第56条の3に規定するとおり、工事計画届出書

を提出すること。

この場合、次のア及びイの書類を添付すること。

ア 天蓋、ダクト、グリスフィルター等の取付位置、構造材料が記入されているもの。また、排気ダクトを有する設備については、火災伝送防止装置、ファン停止装置の取付位置、構造、材料、作動温度等が記入されているもの。

イ フード等用簡易自動消火装置の仕様書、防護面積等の計算書（複数の機器を組み合わせて設置する場合に限る。）、使用機器の構造図、感知部、放出口、燃焼停止装置の取付位置及び全体の系統図等が記入されているもの。

(2) 規則第31条の3第4項に規定する検査済証は交付しないものであること。ただし、関係者から希望があり、かつ、法第17条の3の2に規定する設置届（試験結果報告書は様式第26号によること。）を提出している場合で、消防長又は消防署長が交付して差し支えないと判断した場合は、検査済証を交付することができるものとする。

(3) 前5、(6)又は前6を適用した場合にあっては、法第17条の3の3に規定する点検報告の際に、様式第27号により点検の結果を添付すること。

第17 [略]

第18 百貨店等、地下街又は展示場の避難通路等

1 [略]

2 主要避難通路及び補助避難通路の取扱い

(1)、(2) [略]

(3) 条例第46条第4項に基づく主要避難通路及び避難施設に至る経路の表示は、当該部分と他の部分とを色、材質又はテープ等により区別するものであること。

3、4 [略]

第19 避難経路図の掲示

1 [略]

2 避難経路図の掲示内容等

(1) [略]

(2) 避難経路図の形状等

誰が見ても一目して避難経路が識別できるものとする。店内案内図と兼用する場合は、当該案内図の大きさに(1)で必要な内容が明示できれば支障ないものとする。店内案内図と兼用しない場合は、容易に確認することが必要であるため、50cm以上角の大きさとすること。

第17 [略]

第18 百貨店等、地下街又は展示場の避難通路等

1 [略]

2 主要避難通路及び補助避難通路の取扱い

(1)、(2) [略]

(3) 条例第46条第4項に基づく主要避難通路及び避難施設に至る経路の表示は、当該部分と他の部分とを色、材質又はテープ等により区分するものであること。

3、4 [略]

第19 避難経路図の掲示

1 [略]

2 避難経路図の掲示内容等

(1) [略]

(2) 避難経路図の形状等

誰が見ても一目して避難経路が識別できるものとする。店内案内図と兼用する場合は、当該案内図の大きさに(1)で必要な内容が明示できれば支障ないものとする。店内案内図と兼用しない場合は、容易に確認することが必要であるため、50cm以上角の大きさとすること。

<p>なお、ホテルや旅館の客室内、または(2)項ニの各個室内に設ける場合は、横幅30cm程度又はJ I S A列4番の大きさで<u>差し支えないこと</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第20 避難施設の管理</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難口に設ける戸の開放方法</p> <p>避難口に設ける戸については、火災が発生した際に迅速な避難を行うことが必要であるため、内開き以外とすることを定めている。</p> <p>(1) 対象となる避難口</p> <p>対象となる避難口とは次の各号に掲げるものが想定される。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>避難階以外の階で、避難階又は直接地上に通じる直通階段の出入口</u></p> <p>ウ、エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 避難口に設ける扉の解錠</p> <p>避難口に設ける扉は、公開時間、従業時間中は鍵等(鍵やIDカード、暗証番号など)を用いることなく、屋内から容易に避難が出来る構造としなければならない。</p> <p>しかしながら、セキュリティ等の観点から、やむを得ず施錠が必要な場合は、火災時に閉じ込められることがないように、非常時に自動的に解錠できる構造とすることが必要である。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造</p> <p><u>次のアからオいずれかによること。</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 円筒錠(ノブを回すと解錠、開放ができるもの)</p> <p>オ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第21 [略]</p> <p>第22 消防部隊活動支援</p> <p>1 進入等 ◆</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>条例第50条の10で定める消防隊が外部から容易に開放できる構造について、屋外から水圧により開放できる装置の送水口は、マチノ式とすること。</u></p> <p>(3) 高層の建築物、病院や福祉施設又は収容人員の多い</p>	<p>なお、ホテルや旅館の客室内や(2)項ニの各個室内に設けるものにあっては、横幅30cm程度又はJ I S A列4番の大きさで<u>支障ないこと</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第20 避難施設の管理</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難口に設ける戸の開放方法</p> <p>避難口に設ける戸については、火災が発生した際に迅速な避難を行うことが必要であるため、内開き以外とすることを定めている。</p> <p>(1) 対象となる避難口</p> <p>対象となる避難口とは次の各号に掲げるものが想定される。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>ア以外の階で、避難階又は直接地上に通じる直通階段の出入口</u></p> <p>ウ、エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 避難口に設ける戸の施錠</p> <p>避難口に設ける扉は、公開時間、従業時間中は鍵等(鍵やIDカード、暗証番号など)を用いることなく、屋内から容易に避難が出来る構造としなければならない。</p> <p>しかしながら、セキュリティ等の観点から、やむを得ず施錠が必要な場合は、火災時に閉じ込められることがないように、非常時に自動的に解錠できる構造とすることが必要である。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 円筒錠(ノブを回すと解錠、開放ができる)</p> <p>オ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第21 [略]</p> <p>第22 消防部隊活動支援</p> <p>1 進入等 ◆</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 高層の建築物、病院や福祉施設又は収容人員の多い</p>
---	--

<p>防火対象物等のエレベーターにあっては、建築安全条例の義務の有無にかかわらず、<u>第2章第2節第5.7.</u></p> <p>(2). イを準用し、一般の常用エレベーターのうち、1基以上を担架収容可能なものとすること。なお、トランク付きとする場合は、トランク扉の鍵を一般社団法人日本エレベーター協会による共通統一キー（EMTR（Emergency Medical Trunk Room））とすること。</p> <p>2 [略]</p> <p>第3章 消防用設備等技術基準</p> <p>第1節 総論</p> <p>第1 消防用設備等設置計画届出の届出要領等</p> <p>1 一般的注意事項</p> <p>(1) 届出の趣旨</p> <p>条例第56条の2に基づく消防用設備等設置計画届出書は、建築物の新築、増築、改築等に際し、次の場合に建築主がその申請等と同時に消防用設備等の設置の計画を届け出るものである。</p> <p>ア <u>建基法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けなければならない場合</u></p> <p>イ <u>建基法第18条第2項又は第4項に基づき、建築物の計画に係る通知をする場合</u></p> <p>(2) 届出の方法と添付図書等</p> <p>条則第12条に定める様式第27号（日本産業規格A列3番の大きさ）により届出を行うこと。なお、<u>当該建築物に係る確認申請書等の附近見取図の前に当該届出書を添付し、その他の添付書類は原則不要とする。</u>ただし、<u>様式の特記事項欄に記載できない事項がある場合は、必要に応じて別紙に図示又は記載し、その別紙を届出書に添付すること。</u></p> <p>(3) 届出と消防同意審査</p> <p><u>当該届出書の提出をもって消防同意の審査を行う。届出がない場合や必要項目が記載されていない場合は、審査を行うことができない。必ず届出書の添付又は必要な項目への記載等を行うこと。</u></p> <p>(4) 届出後の同意審査にかかる指導</p> <p><u>届出書に必要な項目が記載されている場合、消防関係法令等（この節において、「法令等」という。）の適合状況を審査する。法令等に適合していない場合、記載事項が不明確で法令等への適合判断が困難な場合、</u></p>	<p>防火対象物等のエレベーターにあっては、建築安全条例の義務の有無にかかわらず、<u>第2章第2節第5.7.</u></p> <p><u>(2)を準用し、一般の常用エレベーターのうち、1基以上を担架収容可能なものとすること。なお、トランク付きとする場合は、トランク扉の鍵を一般社団法人日本エレベーター協会による共通統一キー（EMTR（Emergency Medical Trunk Room））とすること。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第3章 消防用設備等技術基準</p> <p>第1節 総論</p> <p>第1 消防用設備等設置計画届出の届出要領等</p> <p>1 一般的注意事項</p> <p>(1) 届出の趣旨</p> <p>条例第56条の2に基づく消防用設備等設置計画届出書は、建築物の新築、増築、改築等で建基法第6条第1項の確認を受けなければならない場合に、その確認申請と同時に建築主が消防用設備等の設置の計画を届け出るものである。</p> <p>(2) 届出の方法と添付図書等</p> <p>条則第12条に定める様式第27号（日本産業規格A列3番の大きさで、<u>0.17mm以上</u>の厚さを有する上質紙を使用すること）により届出を行うこと。なお、<u>当該建築物にかかる確認申請書の正本及び副本の附近見取図の前に当該届出書の正、副をそれぞれ添付し、特にその他の添付書類は必要としないものである。</u>ただし、<u>様式第27号 正本裏面 備考14の(1)から(5)に掲げる事項その他正本表面に記載できない事項等については、必要に応じて別紙に図示又は記入を行ったうえで、その別紙をこの届出書に添付すること。</u></p> <p>(3) 届出と消防同意審査</p> <p><u>当該届出書の提出をもって消防同意の審査を行うため、届出がなされていない場合及び当該届出書の必要な項目が記載されていない場合等については、審査を行うことができないので、届出書の添付又は必要な項目への記載等を行うこと。</u></p> <p>(4) 届出後の同意審査にかかる指導</p> <p><u>当該届出書に必要な項目に記載がなされている場合については、消防関係法令等（この節において、「法令等」という。）の適合状況について審査を行うことになるが、法令等に適合していない場合、記載事項が明</u></p>
--	--

又は法令等には適合しているものの、防火上の指導が必要な事項が存在する場合等については、建築主事又は指定確認検査機関を通じて、建築主又はその代理人に必要な助言、指導を行うものとする。

## 2 作成要領

消防用設備等設置計画届出書の作成要領は、届出書の裏面によるほか、次のとおりである。

### (1) 届出単位

2 以上の防火対象物を建築しようとする場合は、それぞれの防火対象物ごとにこの届出書を作成し、確認申請書等に添付すること。

### (2) 建築物の高さ及び軒高

「建築物の高さ」欄には、建基政令第2条第6号に規定する高さを、「建築物の軒高」欄は、同条第7号に規定する軒の高さを記入すること。

### (3) (4) [略]

### (5) 消防用設備等項目

設置する消防用設備等を階ごとに「設置」又は「○」と記入する。

「消防用設備等」欄に掲げるもの以外の消防用設備等を設置する場合は、空白欄の左側に設備名を記入し、設置する階ごとに「設置」又は「○」と記入する。

### (6) 階別

政令第8条に規定する区画ごとに記入する。なお、「階別」欄が10以上必要な場合は、この届出書を複数枚使用して記入する。

### (7) [略]

### (8) 無窓階

無窓階(規則第5条の5によるほか、第2章 第1節第5 無窓階の取扱いによる。)に該当する階には「無窓」、それ以外の階には「一」と記入する。普通階がある場合は、当該階について規則第5条の5に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部に係る計算書を添付、又は各階平面図に記入する。

### (9) (10) [略]

### (11) 特記事項

次に掲げる事項について記入すること。

ア 建築物の使用形態

イ 危険物、高压ガス又は火薬類施設についての許可申請の有無

ウ 防火上の制限又は消防用設備等の設置に関する

確でなく法令等に適合しているかどうかの判断が困難な場合、又は法令等には適合しているものの、防火上の指導が必要とされる事項が存在する場合等については、建築主事又は指定確認検査機関を通じて、同意審査中の各建築主又はその代理人に對して必要な助言、指導を行うものとする。

## 2 記載要領

消防用設備等設置計画届出書に必要事項を記載する場合の留意事項は次のとおりである。

(1) 2 以上の防火対象物を建築しようとする場合は、それぞれの防火対象物ごとにこの届出書を作成し、確認申請書に添付すること。

### (2) 建築物の高さ及び軒高

建築物の高さの欄は、建基政令第2条第6号に規定する建築物の高さを、建築物の軒高の欄は、同条第7号に規定する軒の高さをそれぞれ記入すること。

### (3) (4) [略]

### (5) 消防用設備等項目

設置する消防用設備等を階ごとに「設置」と記入する。

項目として予め記載されていない消防用設備等を設置する場合は、空白欄の左欄に設備名を記入し、設置する階ごとに「設置」と記入する。

### (6) 階別

10以上の階を有する場合は、この用紙を2枚以上使用する等の方法により記入する。

### (7) [略]

### (8) 無窓階

無窓階(規則第5条の5によるほか、第2章 第1節第5 無窓階の取扱いによる。)に該当する階にあっては、「無窓」、有窓階にあっては「有窓」と記入し、有窓階の算定基礎計算書を添付し、又は各階平面図に記入する。

### (9) (10) [略]

### (11) 特記事項

次に掲げる事項について記入すること。

ア 建築物の使用形態に関すること。

イ 防火上の制限又は消防用設備等の設置について、

<p><u>緩和規定又は特例基準の適用条件</u></p> <p><u>エ 政令第8条に規定する区画、<u>その他防火区画</u>の計画</u></p> <p><u>オ 消防用設備等の<u>消防関係法令適合性</u></u></p> <p><u>カ [略]</u></p> <p><u>(12) その他</u></p> <p><u>以下の事項や届出書に記載できない内容については、別紙に図示又は記入し、添付すること。</u></p> <p><u>ア 政令第8条に規定する区画された部分</u></p> <p><u>イ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第6号に規定する開放型廊下の検証</u></p> <p><u>ウ 渡り廊下に関する事項</u></p> <p><u>エ 増築時の既存部分との関係</u></p> <p><u>オ 条例第50条の10第2項に規定する可燃性発泡樹脂の使用状況</u></p> <p><b>第2 工事整備対象設備等着工届及び消防用設備等工事計画届の添付図書等</b></p> <p><b>1 届出要領</b></p> <p><u>(1) 届出を要する工事</u></p> <p>法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等着工届及び条例第56条の3に基づく消防用設備等の工事計画届出書（以下、この第2において「着工届出書等」という。）を要する工事は、別表第2-1の1から5に掲げる消防用設備等に係る工事（下記(6)の「軽微な工事に関する届出の省略」で定める工事を除く。）である。</p> <p>なお、消防用設備等の「撤去」は、法令上届出を要しないが、<u>実態把握のため、防火対象物の関係者から所轄消防署長へ事前報告</u>することが望ましい。◆</p> <p><u>(2) (3) [略]</u></p> <p><u>(4) 事前打合せ ◆</u></p> <p>工事を行う場合は、着工届出書等を提出する前に、査察課又は所轄消防署と十分に事前打合せを行ってから提出することが望ましい。</p> <p><u>(5) 届出の単位</u></p> <p>一の敷地内に管理について権原を有するものが同一の者である防火対象物が2以上あるときは、一括提出してもよいが、工事を行う者が同一のときは、書類</p>	<p><u>緩和規定又は特例基準の適用を受けるために必要となる条件に関すること。</u></p> <p><u>ウ 政令第8条に規定する区画、<u>その他の防火区画</u>の計画に<u>関すること。</u></u></p> <p><u>エ 消防用設備等についての<u>消防関係法令への適合性</u>に<u>関すること。</u></u></p> <p><u>オ [略]</u></p> <p><u>(12) その他</u></p> <p><u>その他の記載要領については、当該届出書の正本の裏面にある記入要領を参照する。</u></p> <p><b>第2 工事整備対象設備等着工届及び消防用設備等工事計画届の添付図書等</b></p> <p><b>1 届出要領</b></p> <p><u>(1) 届出を要する工事</u></p> <p>法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等着工届及び条例第56条の3に基づく消防用設備等の工事計画届出書（以下、この第2において「着工届出書等」という。）による届出を要する工事は、別表第2-1の1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事（下記(6)の「軽微な工事に関する届出の省略」で定める工事を除く。）である。</p> <p>なお、消防用設備等の「撤去」については、法令上届出を要しないが、<u>実態を把握するために、事前に防火対象物の関係者から所轄消防署長あてに報告</u>することが望ましい。◆</p> <p><u>(2) (3) [略]</u></p> <p><u>(4) 事前打合せ ◆</u></p> <p>工事を行う場合は、着工届出書等を提出する前に、査察課又は所轄消防署と十分事前打合せを行ってから提出することが望ましい。</p> <p><u>(5) 届出の単位</u></p> <p>一の敷地内に管理について権原を有するものが同一の者である防火対象物が2以上あるときは、一括して提出してもよいが、工事を行う者が同一のときは、</p>
--	---

作成及び審査上合理的な範囲において、同一敷地内の棟及び消防用設備等をまとめて一単位として届出して差し支えない。

#### (6) 軽微な工事に関する届出の省略

ア 別表第2-1の2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別表第2-2及び別表第2-3に掲げる軽微な工事に該当するものは、次のとおり取扱うことにより、当該届出を要しないことができるものとする。なお、軽微な工事に該当するかどうかの判断が難しいものにあっては、甲種消防設備士又は工事者（当該工事が着工届に係るものについては甲種消防設備士に限る。以下、この第2において「甲種消防設備士等」という。）が、事前に相談、協議すること。

※表中、増設、移設、及び取替えの工事を同時に実施する場合については、それぞれの工事が軽微な工事の範囲内であれば、一の軽微な工事として取扱い、着工届出書の省略をすることができるものとする。

(ア)～(ウ) [略]

イ [略]

## 2 作成要領

### (1) 作成要領の共通事項

#### ア 添付図書の種類

各消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとに、平面図、系統図及び計算書等の図書を、着工届出書等に添付する。

添付図書は、建築確認申請書等の添付図面を基に作成し、各消防用設備等の設置状況及び室の名称等が明瞭に判別にできるものとすること。

イ 添付図書の大きさ（紙による場合） ◆

添付図書は折り上げで日本産業規格A列4番を原則とする。

また、図書の縮尺は、1/100を原則とするが、審査に必要な内容が容易に判別できる場合は、この限りではない。

#### ウ 訂正の方法

着工届出等の記載内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、見え消しとする。

#### エ その他の作成上の留意点 ◆

書類作成及び審査上合理的な範囲において、同一敷地内の棟及び消防用設備等をまとめて一単位として届出して差し支えない。

#### (6) 軽微な工事に関する届出の省略

ア 別表第2-1の2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別表第2-2及び別表第2-3に掲げる軽微な工事に該当するものにあっては、次のとおり取扱うことにより、当該届出を要しないことができるものとする。（軽微な工事と別表第2-1の6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合は着工届出書を要するものである。）なお、軽微な工事に該当するかどうかの判断が難しいものにあっては、甲種消防設備士又は工事者（当該工事が着工届に係るものについては甲種消防設備士に限る。以下、この第2において「甲種消防設備士等」という。）が、事前に相談、協議すること。

※表中、増設、移設、及び取替えの工事を同時に実施する場合については、それぞれの工事が軽微な工事の範囲内であれば、一の軽微な工事として取扱い、着工届出書の省略をすることができるものとする。

(ア)～(ウ) [略]

イ [略]

## 2 届出書作成要領

### (1) 作成要領の共通事項

#### ア 添付図書の種類

各消防用設備等又は特殊消防用設備等毎に、平面図、系統図及び計算書等の図書を、着工届出書等に添付する。

添付図書は、建築確認申請書の添付図面を基に作成し、各消防用設備等の設置状況及び室の名称等が明瞭に判別にできるものとすること。

イ 添付図書の大きさ（紙による場合に限る） ◆

添付図書は折り上げで日本産業規格A列4番を原則とする。

また、図書の縮尺は、1/100を原則とするが、審査に必要な内容が容易に判別できる場合は、この限りではない。

#### ウ 訂正の方法

着工届出等の記載内容を訂正するときは、実線二本で抹消し、訂正印を押印する。この場合の訂正印は、届出者の印又は届出者の委任を受けた者の印とする。

#### エ その他の作成上の留意点 ◆

<p>(ア) 一つの図面に複数設備が記載されている場合、又は新設、増設部分と既存部分を一つの図面で処理する場合は、色別等で容易に判別できるようする。</p> <p>(イ) 他の設備の設置により、当該設備の設置を省略する場合は、その旨を記載し、色別等で容易に判別できるようにする。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(2) 各消防用設備等又は特殊消防用設備等毎の添付書類の作成要領</p> <p>ア 計算書</p> <p>計算書には、届出に係る設備について、次に掲げる事項を明記し、算出に用いる各種係数、アイソメ図等の根拠を示すこと。</p> <p>(ア)～(キ) [略]</p> <p>イ 平面図</p> <p>平面図には、届出に係る設備について、次に掲げる事項を明記すること。</p> <p>(ア) 当該階の防火区画、階段</p> <p>(イ) 各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏高さ）</p> <p>(ウ) 各設備の機器等配置状況及び性能・能力</p> <p>(エ) 配管又は配線状況</p> <p>なお、平面図に必要な事項が盛り込めない場合は、次による資料を添付することで、代替できる。</p> <p>ウ 配管及び配線系統図</p> <p>配管系統図には、届出に係る設備について、その構成、配管の経路、口径等を系統的に明記すること。また、配線系統図には、届出に係る設備について、配線の種類等、電源系統及び配線系統、作動順序を示す接続関係を明記すること。</p> <p>エ 使用機器</p> <p>型式番号等を記載した機器図等を添付すること。</p> <p>◆</p> <p>ただし、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされている機器を用いる場合は、当該基準に適合する旨（規則第31条の4第1項の規定に基づく認定を受けたもの（以下「認定品」という。）にあっては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条</p>	<p>(ア) 一つの図面に2以上の設備が記載されているとき、又は新設、増設部分と既存部分を一つの図面で処理するときは、色別等で容易に判別できるようする。</p> <p>(イ) 他の消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置により、当該設備の設置を省略するときは、その旨記載し、色別等で容易に判別できるようにする。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(2) 各消防用設備等又は特殊消防用設備等毎の添付書類の作成要領</p> <p>ア 計算書</p> <p>計算書には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、次に掲げる事項を明記すること。また、算出に用いる各種係数、アイソメ図等の根拠を明記すること。</p> <p>(ア)～(キ) [略]</p> <p>イ 平面図</p> <p>平面図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏高さ）、各設備の機器等の配置状況及び性能・能力、配管又は配線状況等を明記すること。</p> <p>なお、平面図に必要な事項が盛り込めない場合は、次による資料を添付することで、明記したことと同等とする。</p> <p>ウ 配管及び配線系統図</p> <p>配管及び配線の系統図のうち、配管の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成、配管の経路、口径等を系統的に明記すること。また、配線の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記すること。</p> <p>エ 使用機器</p> <p>型式番号等が記載された機器図等を添付すること。◆</p> <p>ただし、消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は、当該基準に適合する旨（規則第31条の4第1項の規定に基づく認定を受けたもの（以下「認定品」という。）にあっては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条</p>
---	---

件)を添付図書に明記することで機器図等の添付を省略することができる。

オ その他

ア～エで明記すべき事項等が不足し、審査に必要な内容が確認できない場合は、使用機器図等の添付が必要な場合があること。

3 その他の届出を要する工事 ◆

(1) 次の工事については、前1及び2に準じて工事計画届出書を提出すること。

ア 非常電話

イ 非常電源（消防用設備等として届出を行う場合を除く）

ウ 簡易自動消火装置

エ 避難口に通ずる扉に設ける電気錠

オ 水圧開放シャッター及び水圧開錠装置

(2) 条例第49条第2項本文又はただし書きを適用し、次の設備を設置する場合は、前1及び2に準じて工事整備対象設備等着工届出書を提出すること。

ア スプリンクラー設備

イ 自動火災報知設備

ウ 共同住宅用自動火災報知設備

エ 避難器具

第3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届及び防火対象物使用開始届の添付図書等

1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届の添付図書等

(1) 法第17条の3の2の規定及び消防告示第3号（平成26年3月4日）（別紙参照）に基づき、消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置の届出は、設置工事が完了した日から4日以内に、規則第31条の3に定める別記様式第1号の2の3により届出を行うこと。

(2) 添付図書は消防用設備等（特殊消防用設備等）に関する図書及び消防用設備等（特殊消防用設備等）ごとの消防用設備等（特殊消防用設備等）試験結果報告書とする。なお、消防用設備等（特殊消防用設備等）に関する図書とは次のものが該当する。

- 設計書
- 仕様書
- 計算書
- 系統図
- 配管及び配線図並びに平面図
- 立面図及び断面図

認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件）を各添付図書に明記することで機器図等を省略することができる。

オ その他

ア～エで明記すべき事項等について、必要な情報が不足し、審査上必要な内容が確認できない場合は、使用機器図等の添付が必要な場合があること。

3 その他の届出を要する工事 ◆

非常電話、非常電源（消防用設備等として届出を行う場合を除く）、簡易自動消火装置、避難口に通ずる扉に設ける電気錠、水圧開放シャッター及び水圧開錠装置については、前1及び2に準じて工事計画届出書を提出すること。

また、条例第49条第2項本文又は、ただし書きを適用し、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備又は避難器具を設置する場合、前1及び2に準じて工事整備対象設備等着工届出書を提出すること。

第3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届及び防火対象物使用開始届の添付図書等

1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届の添付図書等

(1) 法第17条の3の2の規定及び消防告示第3号（平成26年3月4日）（別紙参照）に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置の届出は、設置工事が完了した日から4日以内に、規則第31条の3に定める別記様式第1号の2の3により届出を行うこと。

(2) 添付図書は消防用設備等（特殊消防用設備等）に関する図書及び消防用設備等（特殊消防用設備等）ごとの消防用設備等（特殊消防用設備等）試験結果報告書とする。なお、消防用設備等（特殊消防用設備等）に関する図書とは次のものが該当する。

- 設計書
- 仕様書
- 計算書
- 系統図
- 配管及び配線図並びに平面図
- 立面図及び断面図

なお、当該添付図書は、着工届等又は使用開始届に添付した図書と同一の場合は、これを省略することができる。◆

(3) [略]

## 2 防火対象物使用開始届の添付図書等

(1) 条例第52条第2項に基づき、防火対象物の使用開始の届出は条則第12条第9号に規定する様式第8号により、当該防火対象物の使用開始の日の7日前までに届出を行うこと。

(2)、(3) [略]

(4) 必要な添付図書は次のとおり。

- 付近見取図、配置図、立面図及び断面図
- 次に掲げる規定に係る区画を記載した各階平面図

ア 令第8条の規定その他の消防関係法令（法、同法に基づく命令（告示を含む。）、条例及び同条例に基づく命令（告示を含む。）をいう。）の規定

イ 建基政令第112号の規定

○ 内装仕様書（内装に断熱、遮音、結露防止その他の機能の用に供される部材を使用する場合にあっては、その部材の詳細についての記載がなされたもの）

## 3 軽微な工事における特例的な取扱い

本節別表第2-1の1～5までの工事については、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届を要する。ただし、本節別表第2-1の2～4までの工事のうち、本節別表第2-2及び別表第2-3に掲げる軽微な工事に該当する場合は、次により取り扱うことができる。

(1) 軽微な変更に係る設置届等による消防検査は、消防用設備等（特殊消防用設備等）試験結果届出書、当該消防用設備等（特殊消防用設備等）に関する図書、その他必要な図書等の確認により行うこととし、現場確認を省略することができる。◆

(2) 軽微な工事に係る事項は、査察等の機会に、本節第

なお、当該添付図書は、着工届等又は使用開始届に添付した図書と同一のものとなるものにあっては、これを省略することができる。◆

(3) [略]

## 2 防火対象物使用開始届の添付図書等

(1) 条例第52条第2項に定める防火対象物の使用開始の届出は条則第12条第9号に規定する様式第8号により、当該防火対象物の使用開始の日の7日前までに届出を行うこと。

(2)、(3) [略]

(4) 必要な添付図書は次のとおり。

- 付近見取図、配置図、立面図及び断面図
- 次に掲げる規定に係る区画を記載した各階平面図

ア 令第8条の規定その他の消防関係法令（消防法、同法に基づく命令（告示を含む。）、神戸市火災予防条例及び同条例に基づく命令（告示を含む。）をいう。）の規定

イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112号の規定

○ 内装仕様書（内装に断熱、遮音、結露防止その他の機能の用に供される部材を使用する場合にあっては、その部材の詳細についての記載がなされたもの）

## 3 軽微な工事における特例的な取扱い

本節 第2 工事整備対象設備等着工届及び消防用設備等工事計画書の添付図書等1.(6)で定める別表第2-1の1～5までの工事については、前1の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届及び前2の防火対象物使用開始届（以下、この第3において「設置届等」という。）を要する。ただし、本節第2.別表第2-1の2～4までに掲げる消防用設備等（特殊消防用設備等）の工事のうち、本節第2.1.(6)で定める別表第2-2及び別表第2-3に掲げる軽微な工事に該当するものにあっては、次により取り扱うことができる。

(1) 軽微な変更に係る設置届等による消防検査は、消防用設備等（特殊消防用設備等）試験結果届出書、当該消防用設備等（特殊消防用設備等）に関する図書、その他必要な図書等の確認により行うこととし、現場確認を省略することができる（当該軽微な工事と本節第2.別表第2-1の6に掲げる「補修」以外の工事を同時にを行う場合は現場確認を要するものである。）。◆

(2) 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会を

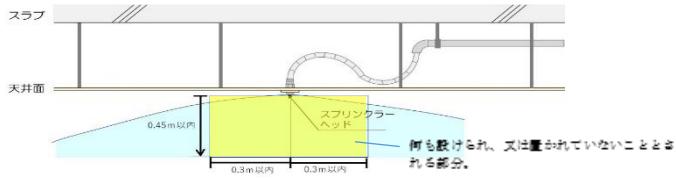
<p>2. 1. (6). ウで定める維持台帳に編冊された経過一覧表、試験結果報告書及び現場状況を確認し、消防用設備等（特殊消防用設備等）が適正に設置・維持されていることを確認する。</p> <p>第2節 各論</p> <p>第1 消防用設備等の地震防災対策</p> <p>1 消防用設備等の耐震措置</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>スプリングラー</u>ヘッドの巻出し配管部分は、フレキシブル管等を用いるなど可とう性を有するものとすること。◆</p> <p>(8)～(11) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第2 屋内消火栓設備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 加圧送水装置</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 加圧送水装置に高架水槽を用いるものにあっては、加圧送水装置告示基準によるほか次によること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 機器</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 高架水槽には、必要以下に減水した際に警報を発する減水警報装置を<u>前(1). イ. (イ). e</u>により設けること。◆</p> <p>ウ 設置方法</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 高架水槽の落差は、規則第12条第1項第7号イ. (イ)又は第2項第3号によるが、易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓の弁、ホース、ノズル等の摩擦損失水頭は、<u>後記8. (1). イ. (ア)</u>に規定する認定評価品の仕様書に明示されている数値とすること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 配管等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 設置方法</p> <p>ア 配管は、原則として補助用高架水槽により常時充水しておくこと。◆</p> <p>その場合、補助用高架水槽から主管までの配管の呼びは1号消火栓又は易操作性1号消火栓が設置されているものは40A以上、広範囲型2号消火栓が</p>	<p>とらえ、本節第2. 1. (6). ウで定める維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等（特殊消防用設備等）が適正に設置・維持されていることを確認する。</p> <p>第2節 各論</p> <p>第1 消防用設備等の地震防災対策</p> <p>1 消防用設備等の耐震措置</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>スプリングラー</u>設備のヘッドの巻出し配管部分は、フレキシブル管等を用いるなど可とう性を有するものとすること。◆</p> <p>(8)～(11) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第2 屋内消火栓設備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 加圧送水装置</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 加圧送水装置に高架水槽を用いるものにあっては、加圧送水装置告示基準によるほか次によること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 機器</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 高架水槽には、必要以下に減水した際に警報を発する減水警報装置を<u>前(1). イ. (イ). b</u>により設けること。◆</p> <p>ウ 設置方法</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 高架水槽の落差は、規則第12条第1項第7号イ. (イ)又は第2項第3号によるが、易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓の弁、ホース、ノズル等の摩擦損失水頭は、<u>後記8. (1). イ. ウ及びエ</u>に規定する品質評価品の仕様書の明示されている数値とすること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 配管等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 設置方法</p> <p>ア 配管は、原則として補助用高架水槽により常時充水しておくこと。◆</p> <p>その場合、補助用高架水槽から主管までの配管の呼びは1号消火栓又は易操作性1号消火栓が設置されているものは40A以上、広範囲型2号消火栓が</p>
---	--

<p>設置されているものは32A以上、2号消火栓が設置されているものは25A以上とすること。◆</p> <p>ただし、配管充水用補助ポンプ（以下、この第2において「補助ポンプ」という。）を設けた場合はこの限りでない。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 補助ポンプによる場合は、次のすべてに適合すること。◆</p> <p>a～f [略]</p> <p>g 警報装置は、<u>前2. (1). イ. (イ). c</u>の例により設けること。</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>5～11 [略]</p> <p>第3 非常電源</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 非常電源専用受電設備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 結線方法</p> <p>非常電源専用受電設備の結線方法は、非常電源を有效地に確保するため保護協調を図り、次のいずれかの例によること。ただし、認定品については、これに適合するものとして取り扱うことができる。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 一般負荷と共に用する変圧器を次により設け、消防用設備等へ電源を供給する場合（第3－5図参照）</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 一般負荷と共に用する変圧器の二次側には、次のすべてに適合する配線用遮断器を設けること。</p> <p>a、b [略]</p> <p>c 配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等からの引き出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合においてもその短絡電流を有效地に遮断するものであること。</p> <p>ただし、<u>後記7. (1). エ</u>に規定する耐火配線を行なっている回路にあってはこれによらないことができる。</p> <p>※ 配線用遮断器の動作特性は、上位（電源側）の遮断器を作動させないものであること。</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>4 自家発電設備</p>	<p>設置されているものは32A以上、2号消火栓が設置されているものは25A以上とすること。◆</p> <p>ただし、配管充水用補助ポンプ（以下、この第2において「補助ポンプ」という。）を設けた場合はこの限りでない。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 補助ポンプによる場合は、次のすべてに適合すること。◆</p> <p>a～f [略]</p> <p>g 警報装置は、<u>前2. (1). イ. (イ). b</u>の例により設けること。</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>5～11 [略]</p> <p>第3 非常電源</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 非常電源専用受電設備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 結線方法</p> <p>非常電源専用受電設備の結線方法は、非常電源を有效地に確保するため保護協調を図り、次のいずれかの例によること。ただし、認定品については、これに適合するものとして取り扱うことができる。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 一般負荷と共に用する変圧器を次により設け、消防用設備等へ電源を供給する場合（第3－5図参照）</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 一般負荷と共に用する変圧器の二次側には、次のすべてに適合する配線用遮断器を設けること。</p> <p>a、b [略]</p> <p>c 配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等からの引き出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合においてもその短絡電流を有效地に遮断するものであること。</p> <p>ただし、<u>後記6. (1). エ</u>に規定する耐火配線を行なっている回路にあってはこれによらないことができる。</p> <p>※ 配線用遮断器の動作特性は、上位（電源側）の遮断器を作動させないものであること。</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>4 自家発電設備</p>
---	---

<p>自家発電設備は、次により設置するものとする。</p> <p>(1) 構造及び性能</p> <p>自家発電設備の構造及び性能は、「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示1号）によるほか、次によること。</p> <p>なお、原則として認定品を設置すること。◆</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 起動用に蓄電池設備を用いる場合は、次によること。◆</p> <p>(ア) 専用に用いるものでその容量が<u>10kW時を超える</u>  <u>20kW時以下のものであって蓄電池設備の出火防</u>  <u>止措置及び延焼防止措置に関する基準</u>（令和5年  <u>消防庁告示第7号</u>）第2に定めるもの以外のもの  <u>及び20kW時を超えるものは、キュービクル式のもの</u>  <u>のこと</u>。</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ウ) 別室に設けるものは、<u>条例第14条の規定</u>による  <u>ほか、前3.(3)の例</u>によること。</p> <p>カ、キ [略]</p> <p>(2) 接続方法</p> <p>ア 自家発電設備の接続方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとすること。</p> <p>なお、負荷回路に変圧器を用いる場合は、<u>前3.(2)のイ及びウの例</u>によること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 燃料電池設備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 接続方法</p> <p><u>燃料電池設備の接続方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとし、燃料電池設備に防災負荷以外の負荷を接続する場合、当該負荷回路には防災負荷に対して影響を与えないように適正な遮断機を設けること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>7 非常電源回路等</p> <p>非常電源回路、操作回路、警報回路、表示灯回路等（以下、この第3において「非常電源回路等」という。）は、消防用設備等の種別に応じて次により設置するものとする。</p> <p>(1) 屋内消火栓設備</p> <p>屋内消火栓設備の非常電源回路等は、次によるこ</p>	<p>自家発電設備は、次により設置するものとする。</p> <p>(1) 構造及び性能</p> <p>自家発電設備の構造及び性能は、「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示1号）によるほか、次によること。</p> <p>なお、原則として認定品を設置すること。◆</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 起動用に蓄電池設備を用いる場合は、次によること。◆</p> <p>(ア) 専用に用いるものでその容量が<u>4,800AH・セル</u>  <u>(アンペアアワー・セル)</u>以上の場合には、キュービクル式のものとすること。</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ウ) 別室に設けるものは、<u>後記5.(3)の例</u>によること。</p> <p>カ、キ [略]</p> <p>(2) 接続方法</p> <p>ア 自家発電設備の接続方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとすること。</p> <p>なお、負荷回路に変圧器を用いる場合は、<u>前3.(1)のイからエまでの例</u>によること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 燃料電池設備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 接続方法</p> <p><u>非常電源回路の保護用電池設備の接続端子以降の部分</u>とすること。ただし、前3.(5).ア.(ア)から(ウ)に掲げるもの及び消防用設備等の制御盤等に組み込まれたものはこの限りでない。</p> <p>(3) [略]</p> <p>7 非常電源回路等</p> <p>非常電源回路、操作回路、警報回路、表示灯回路等（以下、この第3において「非常電源回路等」という。）は、消防用設備等の種別に応じて次により設置するものとする。</p> <p>(1) 屋内消火栓設備</p> <p>屋内消火栓設備の非常電源回路等は、次によるこ</p>
---	---

<p>と。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。◆</p> <p>※ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第15条により、地絡遮断装置の設置が必要となる場合は、「電気設備の技術基準解釈」第36条第5項を適用する。</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>(2)～(15) [略]</p> <p>第4 スプリンクラー設備</p> <p>1 共通事項（特定施設水道連結型を除く。）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 自動警報装置等</p> <p>規則第14条第1項第4号によるほか、次によること。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 自動火災報知設備又は自動火災報知設備と連動等の放送設備により、<u>S Pが放水されたことが警報により速やかに発せられること。</u>◆</p> <p>エ～キ [略]</p> <p>(6)、(7) [略]</p> <p>2 閉鎖型S Pヘッドを用いるスプリンクラー設備</p> <p>(1) 加圧送水装置</p> <p>ア ポンプの吐出量</p> <p>規則第14条第1項第11号ハ、(イ)によるほか、次によること。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(ウ) ポンプを併用等する場合にあっては、本節 第2 屋内消火栓設備 2. (1). ウ. (ア). a 及び<u>b</u>を準用すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 標準型S Pヘッドを用いるスプリンクラー設備</p> <p>政令第12条第2項第2号イ及び規則第13条の2第4項第1号ホの規定は、次により取り扱うこと。</p> <p>ア ヘッドは、天井の室内に面する部分に設けること。</p> <p>イ 標準型S Pヘッドのデフレクターから下方0.45m（易燃性の可燃物を収容する部分に設けられるヘッドにあっては、0.9m）以内で、かつ、水平方向0.3</p>	<p>と。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。</p> <p>※ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第15条により、地絡遮断装置の設置が必要となる場合は、「電気設備の技術基準解釈」第36条第5項を適用する。</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>(2)～(15) [略]</p> <p>第4 スプリンクラー設備</p> <p>1 共通事項（特定施設水道連結型を除く。）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 自動警報装置等</p> <p>規則第14条第1項第4号によるほか、次によること。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ <u>音響警報装置の代替として、自動火災報知設備又は自動火災報知設備と連動等の放送設備により、有效地に警報が発せられること。</u>◆</p> <p><u>その場合は、ウォーターモーターゴング（水車ベル）やベル等の音響警報設備の設置は要しないこと。</u></p> <p>エ～キ [略]</p> <p>(6)、(7) [略]</p> <p>2 閉鎖型S Pヘッドを用いるスプリンクラー設備</p> <p>(1) 加圧送水装置</p> <p>ア ポンプの吐出量</p> <p>規則第14条第1項第11号ハ、(イ)によるほか、次によること。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(ウ) ポンプを併用等する場合にあっては、本節 第2 屋内消火栓設備 2. (1). ウ. (ア). a 及び<u>前1. (1). ウ. (イ)</u>を準用すること。</p> <p>イ [略]</p>
---	---

m以内には、何も設けられ、又は置かれていないこと。 (第4-8図参照)



第4-8図

(3) 小区画型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備

ア [略]

イ 小区画型SPヘッドは、規則第13条の3第2項第3号の規定により「天井の各部分から一のSPヘッドまでの水平距離が2.6m以下で、かつ、一のSPヘッドにより防護される部分の面積が13m<sup>2</sup>以下」となるように設けることとされているが、同一の宿泊室等に2以上のSPヘッドを設ける場合には、次によること。

(ア) [略]

(イ) 前(2)によるほか、小区画型SPヘッドは、放水した水が宿泊室等の周囲の壁面等の床面から天井面下0.5mまでの範囲を有効に濡らすことが必要であることから、当該SPヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向の壁面までの間の範囲には、何も設けられ、又は置かれていないこと (第4-8-2図参照)。

[略]

第4-8-2図

ウ [略]

(4)～(6) [略]

(7) SPヘッドの配置等

ア～ケ [略]

コ 標準型SPヘッドのデフレクターと当該SPヘッドの取付け面との距離は、0.3m以下とされている（規則第13条の2第4項第1号ハ）ために、SPヘッドの下部に散水障害となる物件がある場合で、同号口に該当する場合は障害物の下部にもSPヘッドを設置すること。

この場合、感知部と散水部を分離した継手（感熱開放継手。日本消防検定協会特定機器評価品）を使用することができる。

(2) 小区画型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備

ア [略]

イ 小区画型SPヘッドは、規則第13条の3第2項第3号の規定により「天井の各部分から一のSPヘッドまでの水平距離が2.6m以下で、かつ、一のSPヘッドにより防護される部分の面積が13m<sup>2</sup>以下」となるように設けることとされているが、同一の宿泊室等に2以上のSPヘッドを設ける場合には、次によること。

(ア) [略]

(イ) 小区画型SPヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向0.3m以内には、何も設けられ、又は置かれていないこととされているが、放水した水が宿泊室等の周囲の壁面等の床面から天井面下0.5mまでの範囲を有効に濡らすことが必要であることから、当該SPヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向の壁面までの間の範囲には、何も設けられ、又は置かれていないこと (第4-8図参照)。

[略]

第4-8図

ウ [略]

(3)～(5) [略]

(6) SPヘッドの配置等

ア～ケ [略]

コ 標準型SPヘッドのデフレクターと当該SPヘッドの取付け面との距離は、0.3m以下とされている（規則第13条の2第4項第1号ハ）ために、SPヘッドの下部に散水障害となる物件がある場合で、同号口に該当する場合は障害物の下部にもSPヘッドを設置すること。

この場合、感知部と散水部を分離した継手（感熱開放継手。日本消防検定協会特定機器評価品）を使用することができる（政令第32条を適用するものであるが、個別の特例申請は不要とする）。

<p>ただし、一の感熱開放継手に対しての感熱S Pヘッドの接続は一のみとし、施工上やむを得ない場合は二以内とすることができます。</p> <p>なお、集熱板の取扱いについては、現に設置されているものを除き、設置を認めない。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 補助散水栓</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ 連結送水管の放水口を併設収納する場合は、<u>補助散水栓箱の表面に「放水口」等、放水口の存在が容易に確認できる表示を行うこと</u>。なお、表示する文字の大きさは、1文字につきおおむね20cm以上とすること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>3 パッケージ型自動消火設備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 設置方法等</p> <p>13号告示によるほか、次によること。</p> <p>ア 13号告示第4第7号の放出口の設置については、<u>前2. (5)「S Pヘッドの省略」(同(5). ウ. (イ)を除く)</u>を準用し、設置すること。</p> <p>イ 規則第13条第3項第1号から第8号に定める部分で放出口が設置されていない部分について、放出口の警戒範囲の場所からパッケージ型消火設備で容易に消火できる範囲内の可燃物が少ない、浴室、便所、階段室、エレベーターの昇降路、リネンシート又はパイプダクトのような場所については、地階・無窓階又は火災のとき著しく煙の充満するおそれのある場所であっても、政令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備の代替設備としてパッケージ型消火設備を設置することができる。</p> <p>ウ、エ [略]</p> <p>オ 本体ユニット（格納箱に消火薬剤貯蔵容器等、作動装置、受信装置及び中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）等が収納されたものをいう。）の設置場所は、13号告示による他、次によること。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所に設置すること。</p> <p>なお、当該場所は、次の<u>いずれか</u>とする（Ⅱ型を除く）。◆</p> <p>a～e [略]</p> <p>カ～ク [略]</p>	<p>ただし、一の感熱開放継手に対しての感熱S Pヘッドの接続は一のみとし、施工上やむを得ない場合は二以内とすることができます。</p> <p>なお、集熱板の取扱いについては、現に設置されているものを除き、設置を認めない。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 補助散水栓</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ 連結送水管の放水口を併設収納する場合は、<u>本節第2 屋内消火栓設備8. (2). ア. (ア). d</u>によること。</p> <p>(9) [略]</p> <p>3 パッケージ型自動消火設備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 設置方法等</p> <p>13号告示によるほか、次によること。</p> <p>ア 13号告示第4第7号の放出口の設置については、<u>第3章 第2節 第4 2. (5)「S Pヘッドの省略」(同5. ウ. (イ)を除く)</u>を準用し、設置すること。</p> <p>イ 規則第13条第3項第1号から第8号に定める部分で放出口が設置されていない部分について、放出口の警戒範囲の場所からパッケージ型消火設備で容易に消火できる範囲内の可燃物が少ない、浴室、便所、階段室、エレベーターの昇降路、リネンシート又はパイプダクトのような場所については、地階・無窓階又は火災のとき著しく煙の充満するおそれのある場所であっても、政令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備の代替設備としてパッケージ型消火設備を設置することができる。</p> <p>ウ、エ [略]</p> <p>オ 本体ユニット（格納箱に消火薬剤貯蔵容器等、作動装置、受信装置及び中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）等が収納されたものをいう。）の設置場所は、13号告示による他、次によること。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所に設置すること。</p> <p>なお、当該場所は、次の<u>とおり</u>とする（Ⅱ型を除く）。◆</p> <p>a～e [略]</p> <p>カ～ク [略]</p>
--	--

<p>ケ 消火能力及び利用形態の変化により易燃性の可燃物が存し、消火が困難と認められる防火対象物又はその部分に該当した場合のことを考慮し、パッケージ自動消火設備（Ⅱ型）が設置できる防火対象物又はその部分であっても、パッケージ自動消火設備（Ⅰ型）を設置すること。◆</p>	<p>ケ 消火能力及び利用形態の変化により易燃性の可燃物が存し、消火が困難と認められる防火対象物又はその部分に該当した場合のことを考慮し、パッケージ自動消火設備（Ⅱ型）が設置できる防火対象物又はその部分であっても、パッケージ自動消火設備（Ⅰ型）を設置すること。◆</p>
<p>4 開放型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 水源</p>	<p>4 開放型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 水源</p>
<p>水源水量は、政令第12条第2項第4号によるほか、次により算出すること。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 水源水量の確保方法は、<u>本節 第2 屋内消火栓設備 3. (2)及び(3)</u>を準用すること。</p>	<p>水源水量は、政令第12条第2項第4号によるほか、次により算出すること。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 水源水量の確保方法は、<u>前2. (4). 力</u>を準用すること。</p>
<p>(3)～(6) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 放水型ヘッドを用いたスプリンクラー設備</p> <p>「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年消防庁告示第6号）によるほか、次によること。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 起動方式</p>	<p>(3)～(6) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 放水型ヘッドを用いたスプリンクラー設備</p> <p>「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年消防庁告示第6号）によるほか、次によること。</p>
<p>起動は、放水型SPヘッド等の感知部が火災を感知した旨の信号を発した場合（自動火災報知設備と連動するものにあっては、当該自動火災報知設備からの火災信号を受信した場合）に、当該警戒区域に対応する放水区域に放水を自動的に開始することができるものであることとされ、かつ、放水区域の選択及び放水操作は手動でも行えるものであることとし、次によること。</p> <p>なお、<u>人の対応や体制の有無</u>に関わらず、連動起動の機能を<u>有しないもの</u>（<u>手動起動のみのもの</u>）は認められない。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(6)～(11) [略]</p> <p>7、8 [略]</p> <p>9 共同住宅用スプリンクラー設備</p> <p>共同住宅用スプリンクラー設備は、40号省令及び「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成18年消防庁告示第17号）に基づくもののほか、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとすること。なお、この<u>9</u> 共同住宅用スプリンクラー設備における用語については、40</p>	<p>起動は、放水型SPヘッド等の感知部が火災を感知した旨の信号を発した場合（自動火災報知設備と連動するものにあっては、当該自動火災報知設備からの火災信号を受信した場合）に、当該警戒区域に対応する放水区域に放水を自動的に開始することができるものであることとされ、かつ、放水区域の選択及び放水操作は手動でも行えるものであることとし、次によること。</p> <p>なお、<u>人の対応・体制の是非</u>に関わらず、連動起動の機能を<u>有しない</u>（<u>手動起動のみ</u>）ものは認められない。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(6)～(11) [略]</p> <p>7、8 [略]</p> <p>9 共同住宅用スプリンクラー設備</p> <p>共同住宅用スプリンクラー設備は、40号省令及び「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成18年消防庁告示第17号）に基づくもののほか、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとすること。なお、この<u>8</u> 共同住宅用スプリンクラー設備における用語については、40</p>

<p>号省令において使用する用語の例によること。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>第5 泡消火設備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 固定式</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 自動警報装置等</p> <p>規則第18条第4項第12号によるほか、次によること。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 音響警報装置は、<u>本節 第4 スプリンクラー設備</u> 1. (5). ウによること。</p> <p>(9) 泡消火薬剤の貯蔵量</p> <p>規則第18条第3項に規定される泡消火薬剤の貯蔵量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、前(2). アに定める泡水溶液の量に泡消火薬剤の種別に応じた希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。◆</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 配管の摩擦損失計算</p> <p>配管の摩擦損失計算は、本節 第27「<u>配管の摩擦損失計算等</u>」によるほか、前(3)に定める放射区域に設置する各泡放出口からの放射量を標準放射量として摩擦損失計算を行うこと。（各放射区域の泡放出口をトーナメント配管により設けるものに限る。）</p> <p>3 [略]</p> <p>4 特定駐車場用泡消火設備</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 特例</p> <p>特定駐車場用泡消火設備を特定駐車場用泡消火省令及び特定駐車場用泡消火告示の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分について屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び自動火災報知設備（政令別表第1(1)項から(4)まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物又はその部分並びに規則第23条第5項各号及び第6項第2号に掲げる場所を除く。）を設置しないことができるとともに、消火器具の設置個数を減少することができるものであること。</p>	<p>号省令において使用する用語の例によること。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>第5 泡消火設備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 固定式</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 自動警報装置等</p> <p>規則第18条第4項第12号によるほか、次によること。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 音響警報装置は、<u>本節 第4 スプリンクラー設備</u> 1. (5). イによること。</p> <p>(9) 泡消火薬剤の貯蔵量</p> <p>規則第18条第3項に規定される泡消火薬剤の貯蔵量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、前(2). アに定める泡水溶液の量に泡消火薬剤の種別に応じた希釈容量濃度を乗じて得た量以上◆の量とすること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 配管の摩擦損失計算</p> <p>配管の摩擦損失計算は、本節 第27「<u>配管の摩擦損失計算</u>」によるほか、前(3)に定める放射区域に設置する各泡放出口からの放射量を標準放射量として摩擦損失計算を行うこと。（各放射区域の泡放出口をトーナメント配管により設けるものに限る。）</p> <p>3 [略]</p> <p>4 特定駐車場用泡消火設備</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 特例</p> <p>ア 特定駐車場用泡消火設備を特定駐車場用泡消火省令及び特定駐車場用泡消火告示の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分について屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び自動火災報知設備（政令別表第1(1)項から(4)まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物又はその部分並びに規則第23条第5項各号及び第6項第2号に掲げる場所を除く。）を設置しないことができるとともに、消火器具の設置個数を減少することができるものであること。</p> <p>イ 前(2). イにより条例第42条を適用し、特定駐車場用泡消火設備を設置する場合にあっても、消防用設</p>
--	--

<p>(4) 留意事項</p> <p>閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手（以下、本項において「泡水溶液ヘッド等」とう。）以外の構成機器が、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準に<u>適応すること</u>については、特定機器評価により確認されている。</p> <p>よって、当該評価結果に記載する構成機器については、使用及び設置基準によるほか、泡水溶液ヘッド等は、認定品を用いること。また、認定書の付帯条件を遵守すること。</p> <p>5 移動式</p> <p>(1) 移動式の泡消火設備を設置することができる部分（規則第18条第4項第1号に規定する、火災のときに著しく煙が充満するおそれがある場所以外の場所）</p> <p>ア 駐車場等（イに掲げるものを除く。）の部分に設けるもの（避難階以外の地階の場合及び多段駐車装置等で建築物のはり等により移動式消火設備では消火上の障害が生じる場合を除く（第5-6図参照）。）は、次の<u>(ア)から(イ)</u>のいずれかによること。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 外気に面する外壁開口部が常時開放された構造のもので、かつ、開放部分の合計面積が当該床面積の15%以上（別添資料により算定すること。）ある場合。</p> <p>なお、常時開放された構造とは、次のものをいうものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 開放部分を側面に設ける場合は、開放面上端は当該防護区画の天井面又ははり下からはじまるものとすること。</p> <p>ウ、エ [略]</p> <p>（オ）駐車場等の部分にスプリンクラー設備が設けられているもの。</p> <p>イ 建基法第68条の25に基づき、建基政令第108条の<u>4第1項第2号及び同条第4項</u>の規定による国土交通大臣の認定を受けた多段式の自走式自動車車庫（1層2段及び2層3段の自走式自動車車庫については、建基法第68条の10の型式適合認定及び「独立した自走式自動車車庫の取扱について（平成14年11月14日国土交通省住宅局指導課・日本建築行政会</p>	<p>備等の特例基準適用願の提出は要しないものであること。</p> <p>(4) 留意事項</p> <p>閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手（以下、本項において「泡水溶液ヘッド等」とう。）以外の構成機器が、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準に<u>適用すること</u>については、特定機器評価により確認されている。</p> <p>よって、当該評価結果に記載する構成機器については、使用及び設置基準によるほか、泡水溶液ヘッド等は、認定品を用いること。また、認定書の付帯条件を遵守すること。</p> <p>5 移動式</p> <p>(1) 移動式の泡消火設備を設置することができる部分（規則第18条第4項第1号に規定する、火災のときに著しく煙が充満するおそれがある場所以外の場所）</p> <p>ア 駐車場等（イに掲げるものを除く。）の部分に設けるもの（避難階以外の地階の場合及び多段駐車装置等で建築物のはり等により移動式消火設備では消火上の障害が生じる場合を除く（第5-6図参照）。）は、次の<u>(ア)から(イ)</u>のいずれかによること。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 外気に面する外壁開口部が常時開放された構造のもので、かつ、開放部分の合計面積が当該床面積の15%以上（別添資料により算定すること。）ある場合。</p> <p>なお、常時開放された構造とは、次のものをいうものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 開放部分を側面に設ける場合は、開放面上端は当該防護区画の天井面又ははり下からはじまるものとすること。</p> <p>ウ、エ [略]</p> <p>（オ）駐車場等の部分にスプリンクラー設備が設けられているもの。</p> <p>イ 建基法第68条の25に基づき、建基政令第108条の<u>3第1項第2号及び同条第4項</u>の規定による国土交通大臣の認定を受けた多段式の自走式自動車車庫（1層2段及び2層3段の自走式自動車車庫については、建基法第68条の10の型式適合認定及び「独立した自走式自動車車庫の取扱について（平成14年11月14日国土交通省住宅局指導課・日本建築行政会</p>
--	--

<p>議)」によるものを含む。)については、次によること。</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>開閉弁</u> ◆ [略]</p> <p>(8)、(9) [略]</p> <p>第6 不活性ガス消火設備</p> <p>1 全域放出方式</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 制御盤等</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 制御盤等の設置場所は、火災による影響、振動、衝撃又は腐食のおそれのない場所で、かつ、点検に便利な位置に設けるほか、次によること。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(ウ) 制御盤を<u>前(イ)</u>の場所に設けた場合で、人命危険等の障害のない場合は、前(ア)によらないことができる。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(12) 起動装置</p> <p>ア 起動方式</p> <p>(ア) 二酸化炭素を放射するもの</p> <p>a 起動方式は、手動式（手動起動のみできるものであること。）とすること。</p> <p>ただし、次に掲げる防火対象物（同一の防火対象物で管理権原者が異なる部分が存する場合にあっては、当該部分ごとに取り扱うことができるものとする。）にあっては、自動式（自動起動及び手動起動ができるものであること。）とすることができる。</p> <p>(a)、(b) [略]</p> <p>b <u>自動式</u>となっている場合は、その旨の注意文書を自動火災報知設備の受信機及び制御盤に表示すること。◆</p> <p>c <u>自動式</u>の起動装置は、<u>後記 5の「いたずら防止対策」を講じること。</u>◆</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(13) 音響警報装置</p> <p>規則第19条第5項第17号及び第19号の2ハの規定によるほか、次によること。</p> <p>ア～ウ [略]</p>	<p>議)」によるものを含む。)については、次によること。</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>ホース接続口</u> ◆ [略]</p> <p>(8)、(9) [略]</p> <p>第6 不活性ガス消火設備</p> <p>1 全域放出方式</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 制御盤等</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 制御盤等の設置場所は、火災による影響、振動、衝撃又は腐食のおそれのない場所で、かつ、点検に便利な位置に設けるほか、次によること。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(ウ) 制御盤を<u>前イ</u>の場所に設けた場合で、人命危険等の障害のない場合は、前(ア)によらないことができる。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(12) 起動装置</p> <p>ア 起動方式</p> <p>(ア) 二酸化炭素を放射するもの</p> <p>a 起動方式は、手動式（手動起動のみできるものであること。）とすること。</p> <p>ただし、次に掲げる防火対象物（同一の防火対象物で管理権原者が異なる部分が存する場合にあっては、当該部分ごとに取り扱うことができるものとする。）にあっては、自動式（自動起動及び手動起動ができるものであること。）とすることができる。</p> <p>(a)、(b) [略]</p> <p>b <u>自動方式</u>となっている場合は、その旨の注意文書を自動火災報知設備の受信機及び制御盤に表示すること。◆</p> <p>c <u>手動式</u>の起動装置は、<u>起動用の感知器の作動と手動式の起動装置の作動で放出すること。</u>◆</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(13) 音響警報装置</p> <p>規則第19条第5項第17号及び第19号の2ハの規定によるほか、次によること。</p> <p>ア～ウ [略]</p>
--	--

	<p><u>エ 防護区画に隣接する部分が非開放である場合にあっては、当該部分についても防護区画で消火剤が放出される旨、又は放出された旨を有効に報知できるように設けること。</u></p> <p><u>オ [略]</u></p> <p><u>カ 防護区画内又は防護区画に隣接する部分に音響警報装置と放送設備の音響装置とが併設されている場合は、当該防護区画内でガス放出に関する音声警報が鳴動する際、当該部分の放送設備の音声をカットする等、警報を有効に聞き取ることができるよう措置すること。</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) <u>排出装置等</u></p> <p>ア 規則第19条第5項第18号及び19号の2に規定する消火剤を排出するための措置は、次のいずれかによる方法とすること。</p> <p>なお、2次災害防止の観点から、次の(ア)、(イ)で示す専用の排出装置とすること。◆</p> <p>(ア) 排気機器を用いる排出方法</p> <p><u>次のa、bいずれかによるもの。なお、1時間当たり3回以上の排出回数を確保すること。</u>◆</p> <p>a、b [略]</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(16)～(19) [略]</p> <p>(20) 特例</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 設置に関する技術基準</p> <p>次の全ての要件に適合すること。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 避圧に関する基準</p> <p>窒素、IG-55又はIG-541を放射する防護区画には、次により算出した避圧口を設けること。なお、外気風圧は風速25.2 (m/s) を使用し、304.8 (25.2×25.2×1.2×0.5×0.8) Paとして計算する（以下、この第6において同じ。）。ただし、ここで用いる消火剤流量は、消火剤放射時の噴射ヘッドからの最大流量とすること。</p> <p>(ウ)～(カ) [略]</p> <p>エ [略]</p>
--	--

<p>2 局所放出方式（二酸化炭素消火設備に限る。）</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>排出措置</u> 前1. (15)によること。</p> <p>(13) <u>非常電源・配線等</u> 前1. (17)によること。</p> <p>3、4 [略]</p> <p>5 不活性ガス消火設備等に対する「いたずら防止対策」</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 「いたずら防止システム」の概要 <u>本システムは、起動方式を自動起動に設定した場合において、いたずら等により起動用押しボタンが押されても消火剤が放出しないものである（第6-3図参照）。</u> <u>本システムは、設置されている制御盤を改造することなく、「いたずら防止装置」（以下、この第6において「継電器盤」という。）を付加することにより対応を図るもので、その詳細は次のとおりである。</u></p> <p>ア 起動方式を<u>自動起動</u>に設定した場合</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(ウ) 一の感知器が作動しても当該設備は起動しないが、その際に起動用押しボタンを押すと<u>当該設備</u>は起動し消火剤が放出される。</p> <p>(エ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 手動起動及び自動起動いずれの設定においても、緊急停止ボタンを押すと<u>当該設備</u>の消火剤の放出が停止される。</p> <p>(4)、(5) [略]</p> <p>(6) 継電器盤の設置に伴う特例適用の条件等 起動方式が自動起動に設定され、起動用押しボタンが押された場合には、警報音（通常の警報音）が発するのみで消火剤は放出されないが、起動回路が作動状態に保持されることから、復旧操作しないで起動方式を手動起動に切り替えると消火剤が放出される危険性があることから、手動起動に切り替えた時点で自己保持回路を解除（自動復旧）する等の措置により、ガス放出防止対策を講じている継電器盤を使用する場合に限り、特例適用の対象として認めるものとする。 また、設置に際しては、ガス放出防止対策が講じられているか確認をすること。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 届出等</p>	<p>2 局所放出方式（二酸化炭素消火設備に限る。）</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>排出措置等</u> 前1. (15)によること。</p> <p>(13) <u>非常電源・配線</u> 前1. (17)によること。</p> <p>3、4 [略]</p> <p>5 不活性ガス消火設備等に対する「いたずら防止対策」</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 「いたずら防止システム」の概要 <u>当該システムの概要是、設置されている制御盤等を改造せずに、「いたずら防止装置」（以下、この第6において「継電器盤」という。）を設置し、起動方式を自動起動に設定することにより、いたずら等で起動用押しボタンが押された場合に消火剤が放出しないシステムである（第6-3図参照）。</u></p> <p>ア 起動方式を<u>自動方式</u>に設定した場合</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(ウ) 一の感知器が作動しても当該設備は起動しないが、その際に起動用押しボタンを押すと<u>当該施設</u>は起動し消火剤が放出される。</p> <p>(エ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 手動起動及び自動起動いずれの設定においても、緊急停止ボタンを押すと<u>当該施設</u>の消火剤の放出が停止される。</p> <p>(4)、(5) [略]</p> <p>(6) 継電器盤の設置に伴う特例適用の条件等 起動方式が自動起動に設定され、起動用押しボタンが押された場合には、警報音（通常の警報音）が発するのみで消火剤は放出されないが、起動回路が作動状態に保持されることから、復旧操作しないで起動方式を手動起動に切り替えると消火剤が放出される危険性があることから、手動に切り替えた時点で自己保持回路を解除（自動復旧）する等の措置により、ガス放出防止対策を講じている継電器盤を使用する場合に限り、特例適用の対象として認めることとした。 また、設置に際しては、ガス放出防止対策が講じられているか確認をすること。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 届出等</p>
--	--

ア 工事整備対象設備等着工届出書

(7) 継電器盤の設置に際しては、工事整備対象設備等着工届出書（以下、この第6において「着工届出書」という。）を提出すること（添付書類は、継電器の設置場所、回路図、標識、機器詳細図、システム概要等の他、必要とする書類等）。

(イ) [略]

イ [略]

第7～第10 [略]

第11 自動火災報知設備

1 [略]

2 受信機

(1)～(3) [略]

(4) 機器

ア～オ [略]

カ 政令別表第1(5)項イ及び(6)項（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物に設ける受信機にあっては、感知器固有の火災信号を受信できるものとすること。◆

ただし、居室の入口付近に火災灯を設置する等、出火した居室が容易に確認できる場合はこの限りでない（第2章 第2節 第12 グループホーム等の防火安全対策 4. (2). ア. (7) 参照）。◆

(5)～(7) [略]

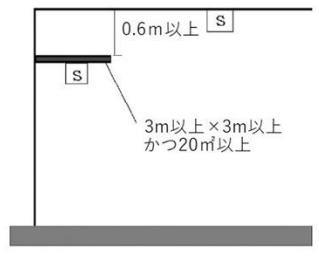
3 感知器

(1)、(2) [略]

(3) 感知区域

ア、イ [略]

ウ 取付面の下方0.6m以上の部分に短辺が3m以上、長辺が3m以上で、面積が20m<sup>2</sup>以上の棚、はり出し等がある場合は、取付面とは別の感知区域とする（第11～15図参照）。



第11～15図

エ～カ [略]

(4) [略]

(5) 感知器の設置を要しない場所

規則第23条第4項第1号イからハまでによるほか、

ア 工事整備対象設備等着工届出書

(7) 継電器盤の設置に際しては、工事整備対象設備等着工届出書（以下、この第6において「着工届出書」という。）を提出させること（添付書類は、継電器の設置場所、回路図、標識、機器詳細図、システム概要等の他、必要とする書類等）。

(イ) [略]

イ [略]

第7～第10 [略]

第11 自動火災報知設備

1 [略]

2 受信機

(1)～(3) [略]

(4) 機器

ア～オ [略]

カ 政令別表第1(5)項イ及び(6)項（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物に設ける受信機にあっては、感知器固有の火災信号を受信できるものとすること。◆

ただし、居室の入口付近に火災灯を設置する等、出火した居室が容易に確認できる場合はこの限りでない（第2章 第2節 第12 グループホーム等の防火安全対策 6. (2). ア 参照）。◆

(5)～(7) [略]

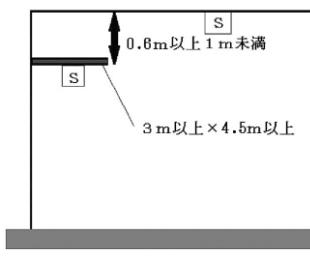
3 感知器

(1)、(2) [略]

(3) 感知区域

ア、イ [略]

ウ 取付面の下方0.6m以上 1m未満の部分に短辺が3m以上で長辺が4.5m以上の棚、はり出し等がある場合は、別の感知区域とする（第11～15図参照）。



第11～15図

エ～カ [略]

(4) [略]

(5) 感知器の設置を要しない場所

規則第23条第4項第1号イからハまでによるほか、

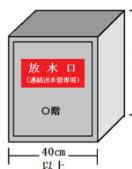
<p>次によること。ただし、前(4)に配慮すること。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 特定主要構造部を耐火構造とし、壁及び天井が準不燃材料で造られ、かつ、可燃性の物品の集積及び可燃性の装飾材料の使用がない洗濯場等の用に供する場所。</p> <p>カ～ク [略]</p> <p>ケ パイプシャフト等で水平<u>投影面積</u>が 1 m<sup>2</sup>以下のもの。</p> <p>コ～タ [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 設置方法</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ 煙感知器（スポット型）</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>(エ) エレベーター昇降路又はパイプシャフト等（<u>水平投影面積</u> 1 m<sup>2</sup>を超えるものに限る。）は、最上部に 2 種以上の感度の感知器を 1 個以上設けること。この場合、規則第23条第4項第7号ハの取り付け高さが困難な場合は、取り付け高さを下げることができる。</p> <p>ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に設けることができる。なお、容易に点検できない場合は、遠隔試験機能付きのものとすること（感知器の交換はエレベーターの昇降路以外から行えること）。</p> <p>(オ)、(カ) [略]</p> <p>コ～ス [略]</p> <p>4～11 [略]</p> <p>12 特定小規模施設用自動火災報知設備の基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 設置基準</p> <p>特定小規模施設省令及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号。以下、この第11において「特定小規模自火報告示」という。）によるほか、次によるものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 感知器</p> <p>感知器は、特定小規模施設省令第3条第2項第3により次の a から c までに掲げる場所の天井（天井がない場合は屋根）又は壁（a に掲げる場所（床面</p>	<p>次によること。ただし、前(4)に配慮すること。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 特定主要構造部を耐火構造とし、<u>床</u>、壁及び天井が準不燃材料で造られ、かつ、可燃性の物品の集積及び可燃性の装飾材料の使用がない洗濯場等の用に供する場所。</p> <p>カ～ク [略]</p> <p>ケ パイプシャフト等で水平<u>断面積</u>が 1 m<sup>2</sup>以下のもの。</p> <p>コ～タ [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 設置方法</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ 煙感知器（スポット型）</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>(エ) エレベーター昇降路又はパイプシャフト等（<u>水平断面積</u> 1 m<sup>2</sup>を超えるものに限る。）は、最上部に 2 種以上の感度の感知器を 1 個以上設けること。この場合、規則第23条第4項第7号ハの取り付け高さが困難な場合は、取り付け高さを下げることができる。</p> <p>ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に設けることができる。なお、容易に点検できない場合は、遠隔試験機能付きのものとすること（感知器の交換はエレベーターの昇降路以外から行えること）。</p> <p>(オ)、(カ) [略]</p> <p>コ～ス [略]</p> <p>4～11 [略]</p> <p>12 特定小規模施設用自動火災報知設備の基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 設置基準</p> <p>特定小規模施設省令及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号。以下、この第11において「特定小規模自火報告示」という。）によるほか、次によるものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 感知器</p> <p>感知器は、特定小規模施設省令第3条第2項第3により次の a から c までに掲げる場所の天井（天井がない場合は屋根）又は壁（a に掲げる場所（床面</p>
---	--

<p>積が30m<sup>2</sup>以下のものに限る。) の壁に限る。以下この12において同じ。) の屋内に面する部分に、有効に火災の発生を感知することができるよう設けること(天井裏には設置を要しない。)。</p> <p>a、b [略]</p> <p>c 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシート及びパイプダクトその他これらに類するもの(次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置されている場合に限る。)。</p> <p>(a) [略]</p> <p>(b) (16)項イに掲げる防火対象物((5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300m<sup>2</sup>未満のものに限る。)のうち、延べ面積が500m<sup>2</sup>未満のもの</p> <p>(c)、(d) [略]</p> <p>ウ～カ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>13～17 [略]</p> <p>第12、第13 [略]</p> <p>第14 漏電火災警報器</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 検出漏洩電流の設定値</p> <p>検出漏洩電流の設定値は、警戒電路の負荷、使用電線、電線こう長等を考慮し、警戒電路に設けるものにあっては、100mAから400mA、<u>B種接地線</u>に設けるものにあっては、400mAから800mAの範囲内に設定すること。ただし、警戒電路の特質等により、これによりがたい場合又は電流設定値の切替装置のないものにあっては、これによらないことができる。</p> <p>6、7 [略]</p> <p>第15 非常警報設備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 放送設備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 複数回線化 ◆</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 回路分割装置</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(ウ) 短絡表示</p> <p>a 一の回路分割装置の出力回路の短絡表示が、個々に当該装置により確認できるものである</p>	<p>積が30m<sup>2</sup>以下のものに限る。) の壁に限る。以下この12において同じ。) の屋内に面する部分に、有効に火災の発生を感知することができるよう設けること(天井裏には設置を要しない。)。</p> <p>a、b [略]</p> <p>c 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシート及びパイプダクトその他これらに類するもの(次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置されている場合に限る。)。</p> <p>(a) [略]</p> <p>(b) (16)項イに掲げる防火対象物((5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が50m<sup>2</sup>未満のものに限る。)のうち、延べ面積が500m<sup>2</sup>未満のもの</p> <p>(c)、(d) [略]</p> <p>ウ～カ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>13～17 [略]</p> <p>第12、第13 [略]</p> <p>第14 漏電火災警報器</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 検出漏洩電流の設定値</p> <p>検出漏洩電流の設定値は、警戒電路の負荷、使用電線、電線こう長等を考慮し、警戒電路に設けるものにあっては、100mAから400mA、<u>第二種接地線</u>に設けるものにあっては、400mAから800mAの範囲内に設定すること。ただし、警戒電路の特質等により、これによりがたい場合又は電流設定値の切替装置のないものにあっては、これによらないことができる。</p> <p>6、7 [略]</p> <p>第15 非常警報設備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 放送設備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 複数回線化 ◆</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 回路分割装置</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(ウ) 短絡表示</p> <p>a 一の回路分割装置の出力回路の短絡表示が、個々に当該装置により確認できるものである</p>
---	---

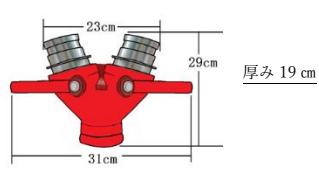
<p>こと。</p> <p>b [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 報知区域</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 鳴動区域は、次によること。</p> <p>(ア) 規則第25条の2第2項第3号チによるものとし、必要に応じ全館一斉鳴動できるものであること。</p> <p>ただし、<u>前2の本文</u>なお書きにより、任意で放送設備を設置している場合で、収容人員等を勘案して全館鳴動とする方が、避難上有効と考えられる場合にあっては、規則第25条の2第2項第3号チによらず、全区域に自動的に警報を発することができます。</p> <p>(イ)～(エ) [略]</p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第16 避難器具</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 取付方法等</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 取付け具を固定する場合の工法は、次によること。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 補強措置を講じた部分に取り付ける場合</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>(エ) その他、<u>前(ア)から(ウ)</u>までに掲げる工法と同等以上の強度を有する工法</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>5～12 [略]</p> <p>第17 誘導灯及び誘導標識</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 特殊な場所</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 次のいずれかに適合する場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(7)～(12) [略]</p>	<p>と。</p> <p>b [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 報知区域</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 鳴動区域は、次によること。</p> <p>(ア) 規則第25条の2第2項第3号チによるものとし、必要に応じ全館一斉鳴動できるものであること。</p> <p>ただし、<u>この第15 2本文</u>なお書きにより、任意で放送設備を設置している場合で、収容人員等を勘案して全館鳴動とする方が、避難上有効と考えられる場合にあっては、規則第25条の2第2項第3号チによらず、全区域に自動的に警報を発することができます。</p> <p>(イ)～(エ) [略]</p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第16 避難器具</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 取付方法等</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 取付け具を固定する場合の工法は、次によること。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 補強措置を講じた部分に取り付ける場合</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>(エ) その他、<u>前アからウ</u>までに掲げる工法と同等以上の強度を有する工法</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>5～12 [略]</p> <p>第17 誘導灯及び誘導標識</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 特殊な場所</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 次のいずれかに適合する場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>ウ 開放の屋外階段が整然と確保されており、かつ、<u>一般照明が十分な照度を有している屋外階段</u></p> <p>(7)～(12) [略]</p>
--	--

<p>4 誘導灯の設置・維持に関する技術上の基準</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 設置場所に応じた誘導灯の区分</p> <p>ア [略]</p> <p>第17- 9 表</p> <table border="1" data-bbox="87 325 786 370"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>※ 点滅機能を有する誘導灯は、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口についてのみ<u>設置可能とされていること</u>（規則第28条の3第4項第6号イ）。</p> <p>イ、ウ [略]</p> <p>(6) 誘導灯による床面照度の確保</p> <p>ア 階段又は傾斜路にあっては通路誘導灯、客席にあっては客席誘導灯により、避難上必要な床面照度の確保が図られていること。</p> <p>イ、ウ [略]</p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>5、6 [略]</p> <p>第18 消防用水</p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防用水の標識 ◆</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 前1. (1). エに係わらず、やむを得ず防火水槽と兼用する場合は、前(1)、(2)の標識に次の内容を明示すること（第18- 6 図参照）。</p> <p>第19 排煙設備</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 舞台部の排煙設備</p> <p>政令別表第1(1)項の劇場等の舞台部に設ける排煙設備は、<u>前3</u>によるほか、次によること。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>第20 [略]</p> <p>第21 連結送水管</p> <p>1 高層建築物等以外の建築物に設ける連結送水管</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 放水口</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 構造及び格納箱</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 放水口は格納箱に収納しておくこととし、当該格納箱は、1.6mm以上の鋼製で、前面の大きさが短辺40cm以上、長辺50cm以上であること（第21- 2 図参照）。</p>	[略]	<p>4 誘導灯の設置・維持に関する技術上の基準</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 設置場所に応じた誘導灯の区分</p> <p>ア [略]</p> <p>第17- 9 表</p> <table border="1" data-bbox="817 325 1500 370"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>※ 点滅機能を有する誘導灯は、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口についてのみ<u>設置可能とされていること</u>（規則第28条の3第4項第6号イ）。</p> <p>イ、ウ [略]</p> <p>(6) 誘導灯による床面照度の確保</p> <p>ア 階段又は傾斜路にあっては通路誘導灯、客席にあっては客席誘導灯により、避難上必要な床面照度の確保が図られていること（前. (1). ア参照）。</p> <p>イ、ウ [略]</p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>5、6 [略]</p> <p>第18 消防用水</p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防用水の標識 ◆</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 前1. (1). エに係わらず、やむを得ず防火水槽と兼用する場合<u>については</u>、前(1)、(2)の標識に次の内容を明示すること（第18- 6 図参照）。</p> <p>第19 排煙設備</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 舞台部の排煙設備</p> <p>政令別表第1(1)項の劇場等の舞台部に設ける排煙設備は、<u>3</u>によるほか、次によること。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>第20 [略]</p> <p>第21 連結送水管</p> <p>1 高層建築物等以外の建築物に設ける連結送水管</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 放水口</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 構造及び格納箱</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 放水口は格納箱に収納しておくこととし、当該格納箱は、1.6mm以上の鋼製で、前面の大きさが短辺40cm以上、長辺50cm以上であること（第21- 2 図参照）。</p>	[略]
[略]			
[略]			

なお、格納箱中の放水口の位置は、消防隊の使用する分岐金具（第21-3図参照）を結合できるように余裕を持った配置とすること。◆



第21-2図



第21-3図

エ、オ [略]

## 2 高層建築物等に設ける連結送水管

高層建築物等に設ける連結送水管は、前1によるほか、次によること。なお、次の(1)及び(2)により設ける放水口及び放水器具等は、地階を除く階数が11以上又は地盤面からの高さが31mを超える各階に限る。

### (1) 放水口

ア～ウ [略]

エ 屋上に設ける放水口は、前1.(3).オによるほか、単口とことができ、下記(2)の放水器具の設置を要しない（第2章 第1節 第11 屋上緊急離着陸場等が設置されている場合を除く。）。

(2)～(7) [略]

### (8) 送水圧力の標示

本節 第4 スプリンクラー設備 1.(4).イ.(イ)を準用し、送水口には、その直近の見やすい箇所に、送水圧力範囲(送水実測値)を表示した標識を設けること。

なお、加圧送水装置が設置されている防火対象物にあっては、当該装置の設置階及びポンプの定格吐出量を併せて表示しておくこと（第21-6図参照）。

なお、前(5).エ 送水口直近に設置する遠隔起動用押しボタン部分の表示は、第21-7図によること。

(9) [略]

## 3 [略]

(別記)

[連結送水管の水力計算]

[略]

### 1 高層建築物等以外の場合

配管等の摩擦損失水頭 (m)

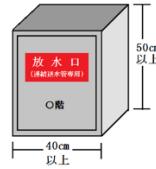
h 1 : 送水口の損失水頭

h 2 : 最上階の直下から送水口までの摩擦損失水頭

h 3 : 最上階から最上階の直下までの摩擦損失水頭

h 4 : 放水口の摩擦損失水頭

なお、格納箱中の放水口の位置は、消防隊の使用する分岐金具（第21-3図参照）を結合できるように余裕を持った配置とすること。◆



第21-2図



第21-3図

エ、オ [略]

## 2 高層建築物等に設ける連結送水管

高層建築物等に設ける連結送水管は、前1によるほか、次によること。なお、次の(1)及び(2)により設ける放水口及び放水器具等は、地階を除く階数が11以上又は地盤面からの高さが31mを超える各階に限る。

### (1) 放水口

ア～ウ [略]

エ 屋上に設ける放水口は、前1.(3).オによるほか、単口とができ、下記(2)の放水器具の設置を要しない（第2章 第1節 第12 屋上緊急離着陸場等が設置されている場合を除く。）。

(2)～(7) [略]

### (8) 送水圧力の標示

本節 第4 スプリンクラー設備 1.(4).イ.(イ)を準用し、送水口には、その直近の見やすい箇所に、送水圧力範囲(送水実測値)を表示した標識を設けること。

なお、加圧送水装置が設置されている防火対象物にあっては、当該装置の設置階及びポンプの定格吐出量を併せて表示しておくこと（第21-6図参照）。

なお、前(5).エの送水口部分における遠隔起動用押しボタン部分の表示は第21-7図によること。

(9) [略]

## 3 [略]

(別記)

[連結送水管の水力計算]

[略]

### 1 高層建築物等以外の場合

配管等の摩擦損失水頭 (m)

h 1 : 送水口の損失水頭

h 2 : 最上階の直下から送水口までの摩擦損失水頭

h 3 : 最上階から最上階の直下までの摩擦損失水頭

h 4 : 放水口の摩擦損失水頭

h<sub>5</sub> : ホースの摩擦損失水頭 (15m)

h<sub>a</sub> : 背圧 (MPa)

n : ノズル先端水頭 (60m)

(注) 計算式は、計算上において、消防ポンプ車から設計送水圧力により送水口に送水された圧力水を、消防隊の放水圧力が最低となる最上階及びその直下階において、各放水口のノズルからそれぞれ放水圧力0.6MPa、放水口から放水量400ℓ/minで放水することとしたものである。

なお、屋上部分に放水口が設置されている場合にあっては、当該部分の放水口は計算から除外するものである(屋上緊急離着陸場の場合を除く)。

設計送水圧力が1MPaを超える場合には、スケジュール40※以上の配管を用いる必要がある。

※は、JIS G 3448若しくはJIS G 3454に適合する配管のうち呼び厚さでスケジュール40以上またJIS G 3459に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール10以上のものに適合するもの等を示す。

#### [計算例]

[略]

2 [略]

第22～第25 [略]

第26 その他 (非常電話)

#### 1 非常電話 ◆

非常電話とは、操作部(親機)、子機、表示灯、電源及び配線により構成されているものをいい、火災発生時における在館者からの防災センター等への早期通報、消防活動時における消防隊と防災センター等との連絡等が有効に行えるよう、次に適合したものであること。

##### (1) 設置対象

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例(平成20年条例第1号)第10条に掲げる防災計画対象物については、全階に設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当し、かつ非常用エレベーターを設置しない建築物は除く。

ア 高さが31mを超える部分を共同住宅(政令別表第1(5)項口に掲げるものに限る。)の用途に供する建築物

イ 高さが31mを超える部分を事務所(政令別表第1

h<sub>5</sub> : ホースの摩擦損失水頭 (15m)

h<sub>a</sub> : 背圧 (MPa)

n : ノズル先端水頭 (60m)

(注) 計算式は、計算上において、消防ポンプ車から設計送水圧力により送水口に送水された圧力水を、消防隊の放水圧力が最低となる最上階及びその直下階において、各放水口からホース2線を延長して、それぞれのノズルから放水圧力0.6MPa、放水口から放水量400ℓ/minで放水することとしたものである。

なお、屋上部分に放水口が設置されている場合にあっては、当該部分の放水口は計算から除外するものである(屋上緊急離着陸場の場合を除く)。

設計送水圧力が1MPaを超える場合には、スケジュール40※以上の配管を用いる必要がある。

※は、JIS G 3448若しくはJIS G 3454に適合する配管のうち呼び厚さでスケジュール40以上またJIS G 3459に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール10以上のものに適合するもの等を示す。

#### [計算例]

[略]

2 [略]

第22～第25 [略]

第26 その他 (非常電話)

#### 1 非常電話 ◆

非常電話とは、操作部(親機)、子機、表示灯、電源及び配線により構成されているものをいい、火災発生時における存館者からの防災センター等への早期通報、消防活動時における消防隊と防災センター等との連絡等が有効に行えるよう、次に適合したものであること。

##### (1) 設置対象

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例(平成20年条例第1号)第10条に掲げる対象物(防災計画対象物)について、全階に設置するものとする。ただし、40号省令を適用した(5)項口に掲げる防火対象物(連結送水管のブースターポンプ又は加圧送水装置の設置された消防用水が設置されているものを除く。)のうち、小規模な共同住宅等(防災計画指導指針第7条第2項に該当する対象物又はこれと同等と認められるもの)を除く。

<p><u>(15)項に掲げるものに限る。) の用途に供する建築物</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 各種届出</p> <p>条例第56条の3の規定に準じ、<u>第4章 第7 概要表等様式 3. 様式第25号</u>の非常電話の概要表を添付のうえ、工事計画届出書を提出すること。</p> <p>第27 [略]</p> <p>第28 設置の特例</p> <p><u>政令第32条又は条例第42条の規定に関連するものとして、以下に掲げる事項については、消防用設備等の特例基準適用願による手続きを不要とする。</u></p> <p>1 評価等を取得した消防用機器等の設置に係る特例</p> <p>(1) 概要</p> <p><u>次の評価等を取得した消防用機器等を設置する場合は、政令第32条又は条例第42条を適用し、消防用設備等の全部又は一部を設置免除することができる。</u></p> <p>ア 特定機器評価</p> <p><u>日本消防検定協会が、新技術等により消防用機器等として優れた機能等を有するが、技術上の規格・基準等がないものについて、一定以上の性能を有するか評価したもの。</u></p> <p>イ 性能評定</p> <p><u>一般財団法人日本消防設備安全センター（以下、この第28において「安全センター」という。）が委嘱した「消防防災用設備機器性能評定委員会」が、認定品目以外で法令に技術基準の定めがない消防防災用設備機器等の性能を評定したもの。</u></p> <p>ウ 消防設備システム評価</p> <p><u>安全センター設置の「消防設備システム評価委員会」が、個々の防火対象物に設置する消防設備システムについて、消防法令で義務づけられる消防用設備等と同等以上の防火安全性を有すること及び「総合消防防災システムガイドライン」に適合していることを評価したもの。</u></p> <p>エ ガス系消火設備等評価</p> <p><u>安全センター及び危険物保安技術協会設置の「ガス系消火設備等評価委員会」が、消防法令で義務づけられる消火設備の代替設備として設置されるガス系消火設備等又は消防法令の適用を超えて設置されるガス系消火設備等について、消防法令の基準と同等以上であることを評価したもの。</u></p> <p>(2) 手続き</p> <p>ア 工事整備対象設備等着工届出書又は消防用設備</p>	<p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 各種届出</p> <p>条例第56条の3の規定に準じ、<u>別紙の非常電話の概要表を添付のうえ、工事計画届出書を提出すること。</u></p> <p>第27 [略]</p> <p>第28 設置の特例</p> <p><u>この基準により令第32条を適用する消防用設備等については、消防用設備等の特例基準適用願による手続きを不要とする。</u></p> <p>1 システム評価による特例</p> <p><u>現行の消防法令では予想していない設置方法や棟の接続等により、個々の防火対象物に設置する消防設備システムについて、消防法令で義務付けされている消防用設備等の基準による場合と同等であると、性能評価機関により評価を受けた場合は、当該システムによることができる。</u></p> <p>2 特定機器評価又は性能評価品の使用に係る留意事項</p> <p>(1) 目的</p> <p><u>新技術等により消防用機器等として優れた機能等を有するが、技術上の規格・基準等がないものについて、検定協会や日本消防設備安全センターにおいて、一定以上の性能を持つものであるかの評価（特定機器評価、性能評価）を行っている。特定機器評価や性能評価を取得したものについての取扱い等について明確にするもの。</u></p> <p>(2) 機器等の取り扱い</p> <p><u>消防用設備等の全部又は一部として認めることとする。</u></p> <p>(3) 手手続き</p> <p>ア 工事整備対象設備等着工届出書に型式評価結果</p>
---	--

等工事計画届出書に評価結果等（別紙も含む。以下「評価書等」という。）を添付すること。ただし、構成部品（制御盤、ヘッド、弁等）のみ評価等を取得している場合は、評価書等の添付を省略して差し支えない。

イ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書には、評価書等に添付される試験基準に基づく試験結果を添付すること。

#### ④ 点検

評価書等に添付される点検基準に従って点検した結果を、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書に添付すること。

#### ⑤ その他

ア 評価等が失効していないか評価書等により確認し、失効した機器等の設置は行わないように留意すること。

イ 条例第49条第2項により設置する避難器具については、前②の手続きに準じること。

## 2 可動式ブースの設置に係る消防用設備等の特例基準

「可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて（通知）」の一部改正について（令和6年8月23日付け消防予第404号）に基づき、可動式ブース（天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。以下同じ。）を設置する場合の消防用設備等の取扱いは、下記のとおりとする。

#### ① 可動式ブース内のスプリンクラーヘッド又は感知器の設置について

スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物において、可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、次のア及びウに掲げる要件を満たすもの又は次のイ及びエに掲げる要件を満たすものについては、政令第32条を適用し、これらを設置しないことができる。

ア 次のいずれにも該当しないこと。

（別紙も含む。以下「評価書」という。）を添付すること。ただし、消防用設備等を構成する一部（制御盤、ヘッド、弁等）として評価を取得している場合は、評価書の添付を省略して差し支えない。

イ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書には、評価書に添付される試験基準により、試験を行った結果を添付させること。

#### ④ 検査

設置届に基づき検査を実施した場合、査察結果通知書又は検査結果通知書に、評価書に添付される点検基準に従って点検する旨を記載すること。

#### ⑤ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告

評価書に添付される点検基準に従って点検した結果を消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書に添付させること。

#### ⑥ その他

ア 評価が失効していないか評価書等により確認し、評価の失効した機器等の設置は行わないように留意すること。

イ 神戸市火災予防条例第49条第2項により設置する避難器具については、前3の手続きの例によること。

(7) 政令第5条第1項に規定する対象火気設備等及び政令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等(以下「火気設備等」という。)の使用を行うもの

(イ) 宿泊を目的とするもの

(ウ) (イ)以外のもので、仮眠を伴うおそれがあるもの  
イ 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 火気設備等の使用を行うもの

(イ) (ア)以外のもので、喫煙その他の火気の使用を行うもの

(ウ) 宿泊を目的とするもの

ウ 次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 可動式ブースの床面積は6m<sup>2</sup>以下であること。

(イ) 次のa又はbのいずれかの要件を満たすこと。

なお、原則としてaによること。◆

a 次の(a)から(d)までに掲げる要件を満たすこと。

(a) 可動式ブースの天井及び壁は不燃材料で仕上げられていること。

(b) 可動式ブース内に住宅用下方放出型自動消火装置(「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成6年3月9日付け消防予第53号。以下「53号通知」という。)に定める基準に適合するものに限る。以下同じ。)が設置されていること。

(c) (b)の住宅用下方放出型自動消火装置について、パッケージ型自動消火設備II型の点検基準(該当する点検項目に限る。)の例により点検が実施され、適切に維持管理されていること。

(d) 次の①又は②のいずれにも該当しないこと。

① 当該可動式ブース内に易燃性の可燃物が存し、住宅用下方放出型自動消火装置では消火困難と認められる場合(例えば、表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されており、座面(正面幅が概ね800mm以上)及び背面からなるソファ等が存する場合)

② 53号通知別添の「住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準」第17条の消火試験で想定されていない方法により住宅用下方放出型自動消火装置が設置される場合(例

えば、床から2.5mを超える高さに放出口  
が設けられる場合)

b 次の(a)から(c)までに掲げる要件を満たすこと。

(a) 当該可動式ブース内で火災が発生しても  
確実に消火できることが別紙に定める基準  
による消火実験等により確認されているこ  
と。

(b) 当該可動式ブース内で火災が発生しても  
当該可動式ブースから1m離れた場所を経  
由して避難する者が受ける熱量が3kW/m<sup>2</sup>未  
満であり、かつ、当該可動式ブースから1m  
離れた場所の一酸化炭素濃度の最大値が  
1,000ppm以下であることが別紙に定める基  
準による消火実験等により確認されている  
こと (a. (a)から(c)までに掲げる要件を満た  
す場合を除く。)。

(c) (a)及び(b)について、建物火災に係る工学分  
野に関する専門性を有する大学その他の第  
三者機関による検証結果が存すること。

(ア) 可動式ブース外部から当該可動式ブース内で  
発生した火災を目視できること (可動式ブースの  
内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用  
防災警報器が有効に設置され、火災を感知した際  
に相互に連動させる等の方法により、可動式ブー  
ス内部で発生した火災及び可動式ブース外部直  
近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース  
外部直近及び当該可動式ブース内部において早  
期に覚知できるよう措置されている場合を除  
く。)。

エ 次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) ウ. (ア)及び(イ)に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知  
する連動型住宅用防災警報器を有効に設置し、火  
災を感知した際に相互に連動させる等の方法に  
より、可動式ブース内部で発生した火災及び可動  
式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当  
該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース  
内部において早期に覚知できるよう措置されて  
いること (仮眠中の使用者に対し、火災の発生を  
早期覚知させることについて、連動型住宅用防災  
警報器の警報音による場合と同等以上の性能を  
有すると認められる場合に限る。)。

(ウ) (イ)の連動型住宅用防災警報器の設置（火災が発生した際に相互に連動させることを含む。）等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災を当該防火対象物における従業員等の常駐場所で覚知できるよう措置されていること。

(エ) 可動式ブースの出入口扉に施錠装置が設けられていないこと（非常の際に外部から容易に解錠できる場合を除く。）。

(オ) 可動式ブース内の見やすい箇所に喫煙その他の火気の使用を禁止する旨の表示が設けられていること。

(2) 可動式ブース内のスピーカーの設置について

放送設備の設置が義務付けられている防火対象物において、スピーカーから 8 m を超える場所に可動式ブース（カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするものを除く。）を設けることにより、当該可動式ブース内にスピーカーの設置が必要と認められる場合であっても、次のア及びイに掲げる要件を満たすものについては、政令第32条を適用し、これらを設置しないことができる。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 前(1). ア並びにウ. (ア)及び(イ)に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 前(1). イ並びにウ. (ア)及びエ. (イ)から(オ)までに掲げる要件を満たすこと。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 当該可動式ブースの外に設置されたスピーカーによる放送について、当該可動式ブース内における音圧が65デシベル以上となることが確認できること。

(イ) 次の a から d までに掲げる要件を満たすこと。

a スピーカーから第1シグナル（非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）第4第3号(2)ニに規定する第1シグナルをいう。以下同じ。）が鳴動した時点で、当該可動式ブース内にいる者に対し、放送設備による火災警報がなされた旨を警報音（65デシベル以上の音圧のものに限る。）及び発光により直ちに報知できる機器等（放送設備の起動や第1シグナルの鳴動等に連動して有効かつ確実に作動すること（65デシベル以上の音圧による警報音の鳴動及び発光の起動の状態を1分間以上継続できること

をいう。以下同じ。)が実験等により確認されたものに限る。)が設置されていること。

b 当該可動式ブース内の見やすい箇所に、次の(a)及び(b)に掲げる事項に係る表示が設けられていること。

(a) a の警報音及び発光は、可動式ブースの外における火災発生を知らせるものであること。

(b) a の警報音の鳴動及び発光の起動の際にとるべき行動(可動式ブース外に出て、火災の発生や避難等の要否などを確認すること等)

c a の機器等の電源は、次の(a)及び(b)に掲げる要件を満たすものであること。

(a) 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成20年消防庁告示第25号)第2第6号の規定の例により設けられていること。

(b) 電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、当該電源が停電した場合であっても、a の機器等を10分間以上有効かつ確実に作動することが可能な状態に維持することができる容量の電池が設けられていること。

d a の機器等は、点検が実施され、適切に維持管理されていること。

(3) 可動式ブース内の排煙口又は散水ヘッドの設置について

排煙設備又は連結散水設備の設置が義務付けられている防火対象物において、可動式ブースを設けることにより、当該ブース内に排煙口又は散水ヘッドの設置が必要と認められる場合であっても、前(1). ア及びウに掲げる要件を満たすもの又は前(1). イ及びエに掲げる要件を満たすものについては、政令第32条を適用し、これらを設置しないことができる。

(4) その他

ア 40号省令により、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備が設置されている特定共同住宅等(40号省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等をいう。以下同じ。)において、40号省令第2条第3号に規定する共用室の中又は同省令第2条第4号に規定する共用部分(以下「共用部分等」という。)に可

動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内にスプリングラー・ヘッド又は当該可動式ブース内にスプリングラー・ヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、前(1). ア及びウに掲げる要件を満たすもの又は前(1). イ及びエに掲げる要件を満たすものについては、政令第32条を適用し、これらを設置しないことができる。

イ 40号省令により、共同住宅用自動火災報知設備が設置されている特定共同住宅等において、共用部分等に可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内に音声警報装置の設置が必要と認められる場合であっても、前(2). ア及びイに掲げる要件を満たすものについては、政令第32条を適用し、これを設置しないことができる。

ウ 特定共同住宅等において、40号省令第2条第4号に規定する共用部分に可動式ブースを設けることにより、当該防火対象物が「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」(平成17年消防庁告示第2号)又は「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年消防庁告示第3号)に定める基準に適合しなくなる場合であっても、前(1). ア及びウに掲げる要件を満たすもの又は前(1). イ及びエに掲げる要件を満たすものについては、引き続き、40号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置を認めるもの。

エ 本通知における可動式ブースに係る取扱いについては、消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物の一部に可動式ブースが設置される場合を想定しているものであり、防火対象物の部分の過半を可動式ブースが占めるような活用をしていいる場合は想定していないもの。

## (5) 届出要領

可動式ブースを設置する場合は、防火対象物使用開始届出書(条則様式第8号)に以下の図書を添付し、届出を行うこと。

ア 可動式ブースが設置される部分の平面図、断面図

イ 可動式ブースの仕様書

ウ その他本特例基準の要件を満たすことを証する図書

別紙

消防実験基準

### 1 前提条件

(1) 可動式ブースの内装の仕上げは、実際のものと同一

の仕様とすること。ただし、実際のものに複数の仕様がある場合は、不燃性能の低い仕様のものとすること。

(2) 可動式ブース内には、実際に収容が想定される家具を配置すること。ただし、実際の家具に複数の仕様がある場合は、発熱量が最も大きい家具（例：クッション材が主にポリウレタンで構成されたソファ）を配置すること。

(3) 可動式ブース内の照明器具は、実際のものと同一とすること。

(4) 可動式ブースに空調設備がある場合は、通常想定される運転状態とすること。

(5) 可動式ブース前面の扉は開放した状態とすること。ただし、自動閉鎖装置が設けられている場合はこの限りでない。

## 2 実験条件及び判定基準

2-1 本特例基準中、(1). ウ. (イ). a. (a)から(c)までに掲げる要件を満たしている可動式ブースの場合

### (1) 実験条件

ア 試験は、屋内の試験室内で実施すること。

イ 着火箇所は、発熱量が最も大きい家具等の最も速く延焼が拡大すると想定される箇所（例：ソファ座面の背もたれ側）の1箇所とし、助燃剤として、ノルマルヘプタン（50ml）を染み込ませた綿ウエスを用いること。

### (2) 判定基準

着火の確認から20分以内において、有炎現象が認められず、かつ、その後5分間はその状態が継続すること。

2-2 2-1 以外の可動式ブースの場合

### (1) 実験基準

2-1. (1)の例によるほか、次によること。

ア 熱量を計測する箇所は、次に掲げる部分から1.0m離れた位置で、かつ、床面から高さ1.5mの位置に設定すること（別図1参照）。

(ア) 可動式ブース内を目視できる部分が存する面（光が透過する面を含む）の中心

(イ) 出入口扉（自動閉鎖装置が設けられている場合を除く）の中心

イ 一酸化炭素濃度を計測する箇所は、開口部（出入口扉（自動閉鎖装置が設けられている場合を除く）・排気口等）の中心から1.0m離れた位置で、かつ、床

面から高さ1.8mの位置に設定すること（別図2参照）。

ただし、出入口扉が自動閉鎖装置により閉鎖されおり、かつ、排気口が可動式ブースの屋根部分にある場合で、当該排気口の直近において計測する場合は、これによらないことができる。

ウ ア及びイの計測は、実験の終了まで継続して行うこと。

## （2）判定基準

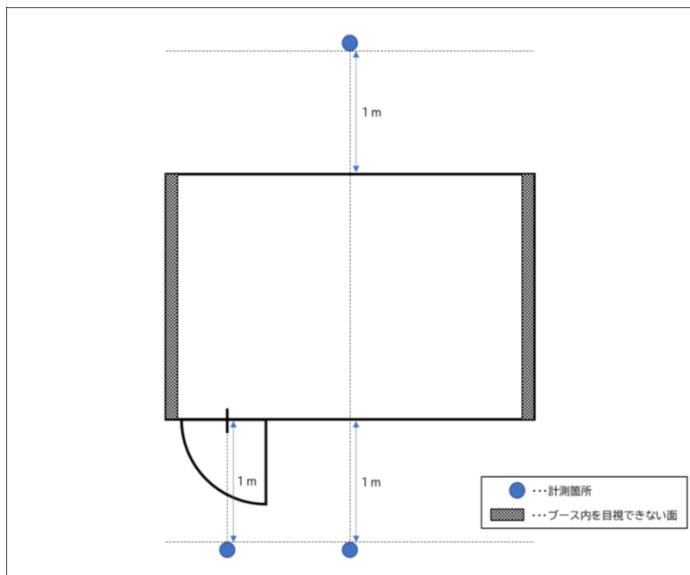
ア 着火の確認から20分以内において、有炎現象が認められず、かつ、その後5分間はその状態が継続すること。

イ アの間は、熱量が3kW/m<sup>2</sup>未満で、かつ、一酸化炭素濃度の最大値が1,000ppm以下であること。

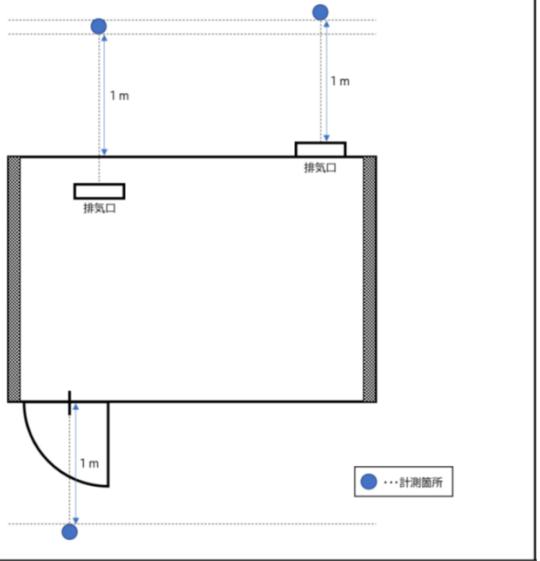
## 3 その他

実験を実施していない可動式ブース（以下「実験未実施可動式ブース」という。）のうち、当該可動式ブースよりも床面積が大なる可動式ブース及び小なる可動式ブース（実験未実施可動式ブースと仕様（内装の仕上げ、家具、照明器具、空調設備、扉及び消防装置等）が同一のものに限る。）が、2に定める判定基準に適合している場合は、実験を実施せずとも当該判定基準に適合しているものとして取り扱うことができる。

別図1



別図2



## 第4章 消防同意審査参考資料

### 第1 避難施設

1 [略]

(1) [略]

(2) 避難上有効なバルコニー等

建基政令第121条の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものは、次によること。

ア [略]

イ 屋外通路

(ア) 当該階の外壁面に沿って設けられ、直通階段の位置とおおむね対称の位置で屋内と連絡されていること。

(イ)～(エ) [略]

3～6 [略]

第2 [略]

第3 非常用の進入口

1、2 [略]

3 代替進入口

(1)～(5) [略]

(6) 代替進入口には、赤色反射塗料による一邊が20cmの正三角形の表示を設けること。◆

4、5 [略]

第4 [略]

第5 内装制限

1～5 [略]

6 防火材料の施行上等の留意事項

(1) [略]

## 第4章 消防同意審査参考資料

### 第1 避難施設

1 [略]

(1) [略]

(2) 避難上有効なバルコニー等

建基政令第121条の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものは、次によること。

ア [略]

イ 屋外通路

(ア) 当該階の外壁面に沿って設けられ、直通階段の位置とおおむね対照の位置で屋内と連絡されていること。

(イ)～(エ) [略]

3～6 [略]

第2 [略]

第3 非常用の進入口

1、2 [略]

3 代替進入口

(1)～(5) [略]

(6) 代替進入口には、赤色反射塗料による一邊が20cmの正三角形の表示を設けること。◆

ただし、代替開口部であることが明らかであり、かつ、代替進入口としての機能が確保されている場合を除く。

4、5 [略]

参考 第4 [略]

参考 第5 内装制限

1～5 [略]

6 防火材料の施行上等の留意事項

(1) [略]

(2) 認定された防火材料には、各材料別に附帯条件が附されるものがあるので使用場所、施工上の条件等を確認するものであること。

※ 附帯事項については、新耐火防火構造・材料等便覧（国土交通省建築指導課監修）等によること。

(3)、(4) [略]

(5) 断熱材を施工した天井等の部分にダウンライトを設置する場合には、S形ダウンライトを使用することを原則として指導すること。

ただし、ダウンライトの製造事業者が指定する施工方法により設置する場合はこの限りでない。



※ S形ダウンライトとは、断熱材の施工に対し特別の注意を必要としないものであって、一般社団法人日本照明工業会規格に適合するものをいう。

## 7 消防法令上の内装規制

(1)、(2) [略]

別表第5-1 特殊建築物等の内装一覧表

用途等	対象となる規模	内装材料			内装箇所
		耐火建築物	準耐火建築物	その他	
① 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	[略] [略]	[略]	[略]	[略]	[略]
⑤ ⑤	⑤ ⑤	⑤	⑤	⑤	⑤

(2) 認定された防火材料には、各材料別に附帯条件が附されるものがあるので使用場所、施工上の条件等を確認するものであること。

※ 附帯事項については、耐火・防火構造・材料等便覧（建設省建築指導課監修）等によること。

(3)、(4) [略]

(5) 断熱材を施工した天井等の部分にダウンライトを設置する場合には、S型ダウンライトを使用することを原則として指導すること。

ただし、ダウンライトの製造事業者が指定する施工方法により設置する場合はこの限りでない。



※ S型ダウンライトとは、断熱材の施工に対し特別の注意を必要としないものであって、一般社団法人日本照明工業会規格に適合するものをいう。

## 7 消防法令上の内装規制

(1)、(2) [略]

別表第5-1 特殊建築物等の内装一覧表

用途等	対象となる規模	内装材料			内装箇所
		耐火建築物	準耐火建築物	その他	
① 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	[略] [略]	[略]	[略]	[略]	[略]
⑤ ⑤	⑤ ⑤	⑤	⑤	⑤	⑤

⑥	学校、 体育館 及び高 さ31m 以下の ②の用 途部分 を除く すべて の用途	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	⑥	学校、 体育館 及び高 さ31m 以下の ②の用 途部分 を除く すべて の用途	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
⑦	無窓居 室（開 放でき る窓等 (天井 か ら 80 cm 以内) <居室 床面積 × 1/50)	当該居室の床面積 >50 m <sup>2</sup> (天井の高 さが 6 m を超える ものを除く。)	居室、 廊下、 階段そ の他の 通路等 の天井 及び壁	○	○	—	⑦	無窓居 室（開 放でき る窓等 (天井 か ら 80 cm 以内) <居室 床面積 × 1/50)	当該居室の床面積 >50 m <sup>2</sup> (ただし、 天井の高さが 6 m を超えるものを除 く。)	居室、 廊下、 階段そ の他の 通路等 の天井 及び壁	○	○	—
⑧	採光無 窓の居 室（建 基政令 20 条 の有効 採光の ない温 湿度調 整を要 する作 業 室 等）	全 部 (天井の高さが 6 m を超えるものを 除く。)					⑧	採光無 窓の居 室（建 基政令 20 条 の有効 採光の ない温 湿度調 整を要 する作 業 室 等）	全 部				
⑨	住宅及 び兼用 住宅の 調 理 室、浴 室等	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	⑨	住宅及 び兼用 住宅の 調 理 室、浴 室等	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
⑩		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	⑩		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

⑪	①、② 及び③ の用途	[略]	[略]	[略]	[略]	⑪	①、② 及び③ の用途	[略]	[略]	[略]	[略]
第 6	[略]					参考	第 6	[略]			
第 7	<u>概要表等様式</u>					参考	第 7	<u>概要表</u>			
1、 2	[略]					1、 2	[略]				
3	<u>その他の様式</u>					3	<u>その他の概要表</u>				
	<u>様式第23号 非常電源系統標準図</u>						<u>別紙 非常電話の概要表</u>				
	<u>様式第24号 電源系統標準図</u>						<u>様式第1 フード等用簡易自動消火装置仕様書</u>				
	<u>様式第25号 非常電話の概要表</u>						<u>様式第2 フード等用簡易自動消火装置試験結果報告書</u>				
	<u>様式第26号 フード等用簡易自動消火装置試験結果報告書</u>						<u>様式第3 フード等用簡易自動消火装置点検表</u>				
		書						<u>様式第1号～様式第22号 [略]</u>			
	<u>様式第27号 フード等用簡易自動消火装置点検表</u>										
	<u>様式第1号～様式第22号 [略]</u>										
	<u>様式第23号</u>										
		<u>非常電源系統標準図</u>					<u>非常電源系統標準図</u>				
		[略]					[略]				
	<u>様式第24号</u>						<u>電源系統標準図</u>				
		<u>電源系統標準図</u>					[略]				
		[略]									
		<u>非常電話の概要表</u>					<u>非常電話の概要表</u>				
	<u>様式第25号</u>						[略]				
		[略]									
	<u>様式第26号</u>										
		<u>フード等用簡易自動消火装置試験結果報告書</u>					<u>フード等用簡易自動消火装置仕様書</u>				
		[略]					[略]				
	<u>様式第27号</u>										
		<u>フード等用簡易自動消火装置点検表</u>					<u>フード等用簡易自動消火装置試験結果報告書</u>				
		[略]					[略]				